

第3節 資源を持続可能に活用する循環型社会の実現

1 将来像の実現に向けた2030年の姿と管理指標

【2030年の姿】

市民が3Rについての認識を持ち、日々の暮らしの中で実践しているとともに、事業者は事業活動における資源保全に責任を持ち、資源循環に資する製品やサービスを提供している都市を目指します。具体的には、3Rの重要性についての理解の促進や、持続可能な消費行動の喚起に向けた取組、さらには各主体と連携した適正処理の推進により、資源の持続可能な循環を目指します。

【管理指標】

- 市内で排出されるごみの量を大幅に削減し、資源の消費抑制を図る。
(廃棄物の削減量など具体的な数値については、新スリムシティさっぽろ計画等の関連計画で管理)

〈本節に関するSDGs〉



2 2030年の姿に対する現状と課題

市内のごみの排出量は、平成28年度の59.1万tを基準として6.8万tの減量を目標としています。令和6年度のごみ排出量は55.1万t基準年度から4.0万tの減少となりました。

管理指標の達成に向けては、市民・事業者がこれまで以上に3Rの重要性について理解し、ごみ減量や分別の取組を進めると

ともに、廃棄ごみだけでなく、資源物も合わせたごみ量全体を削減し、その上でリサイクルを推進する取組を強化していく必要があります。

各ごみ区分の状況は、「3 施策の実施状況・課題と評価・今後の方向」で示します。

3 施策の実施状況・課題と評価・今後の方向

(1) 廃棄物のさらなる減量に向けた2Rの推進

ーごみ処理の現状ー

市内で排出されるごみの量の削減に向けては、平成30年3月に「新スリムシティさっぽろ計画」を策定し、「ごみ排出量」「廃棄ごみ量」「家庭から出る生ごみ量」「埋立処分量」の削減をスリム目標として掲げ取り組んでいます(基準年:平成28年度)。

○ごみ排出量の推移

・ごみ排出量

ごみの排出量は、平成28年度の59.1万tを基準として6.8万tの減量を目標としています。令和6年度のごみ排出量は55.1万tで、基準年度から4.0万tの減少となりました(図2-3-1)。

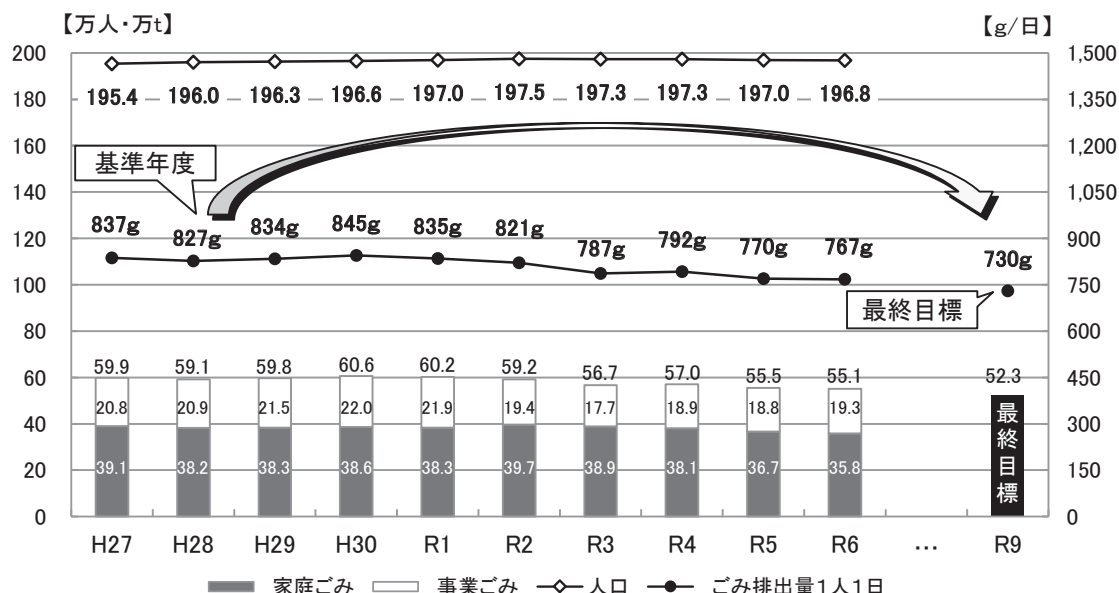


図2-3-1 ごみ排出量の推移

・廃棄ごみ量

廃棄ごみ(資源化できず、焼却処理や埋立処分しなければならないごみ)の量は、平成28年度の47.4万tを基準として6.0万tの減量を目指しており、また家庭から出る廃棄ごみの量についても平成28年度の1人1日あたり386gを基準として46gの減量を目指しています。

令和6年度の廃棄ごみ量は44.4万tで、基準年度から3.0万tの減少となり、家庭から出る廃棄ごみの量は1人1日あたり362gで基準年度から24gの減少となりました(図2-3-2、3)。

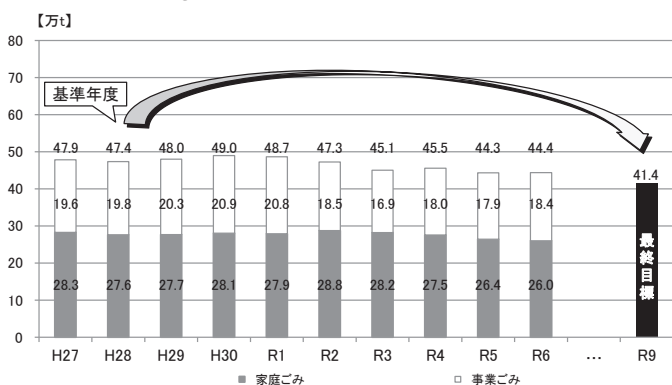


図2-3-2 廃棄ごみ量の推移

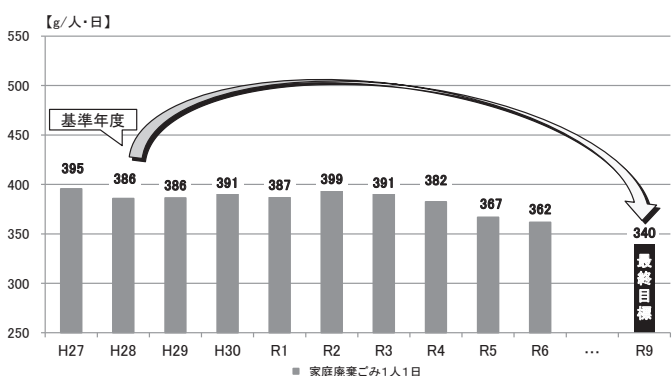


図2-3-3 家庭から出る廃棄ごみ量の推移

・家庭から出る生ごみ量

家庭から出る生ごみの量は平成28年度の9.6万tを基準として1.0万tの減量を目指しています。

令和6年度の家庭から出る生ごみ量は8.6万tで、基準年度から1.0万tの減少となりました(図2-3-4)。

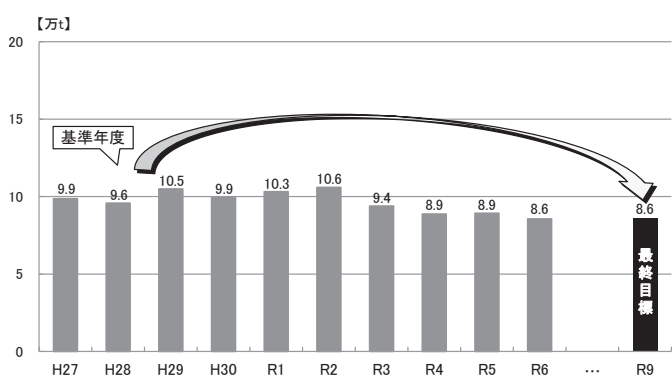


図2-3-4 家庭から出る生ごみ量の推移

・埋立処分量

埋立処分量は平成28年度の8.7万tを基準として2.2万tの減量を目指しています。

令和6年度の埋立処分量は7.2万tで、基準年度から1.5万tの減少となりました(図2-3-5)。

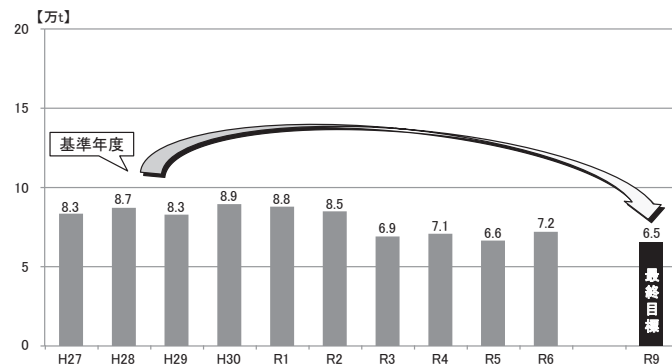


図2-3-5 埋立処分量の推移

〇ごみの組成

・家庭ごみ

効果的なごみ減量やリサイクルの推進を図るうえで、ごみの組成に占める割合の高いごみ種を重点とした取組が重要です。

令和6年度の家庭ごみ処理実績35.8万t(ステーション収集ではない大型ごみ・地域清掃ごみを含む)のうち23.5万tを占める「燃やせるごみ」の重量組成(図2-3-6)については「生ごみ」が最も多く、そのうち「食べ残し」「未開封品」などの「食品ロス」が1.1万t発生しています。また、「容器包装プラスチック」「雑がみ」などの資源物も「燃やせるごみ」に混ざって排出されています。また、「燃やせないごみ」の中には、リサイクル可能な小型家電が21%含まれています(図2-3-7)。

家庭ごみが正しい分別区分で排出された割合である分別協力率は、「びん・缶・ペットボトル」は90%台、「枝・葉・草」は80~90%台と高水準を維持していますが、「容器包装プラスチック」「雑がみ」は50%台となっています(図2-3-8)。

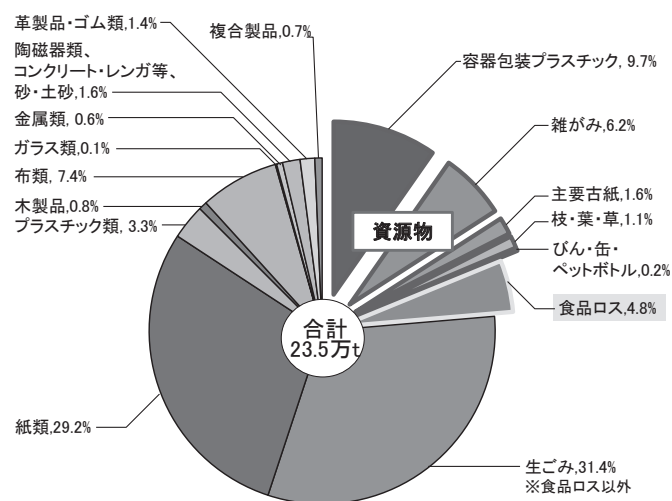


図2-3-6 燃やせるごみの組成

※端数を四捨五入したため、合計が100%にならない場合があります。

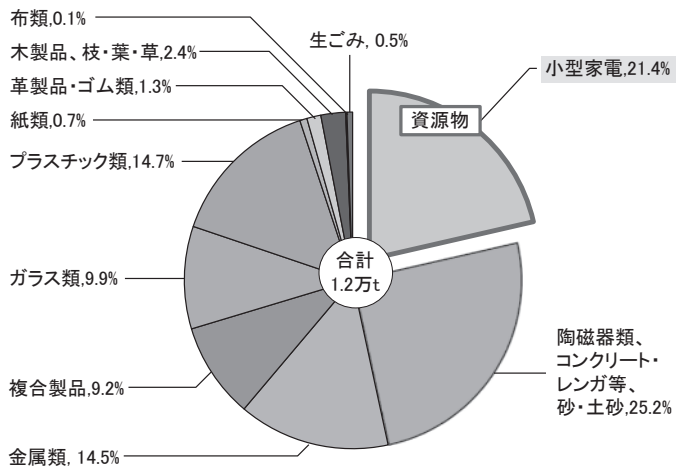


図2-3-7 家庭から出る燃やせないごみの組成

※端数を四捨五入したため、合計が100%にならない場合があります。

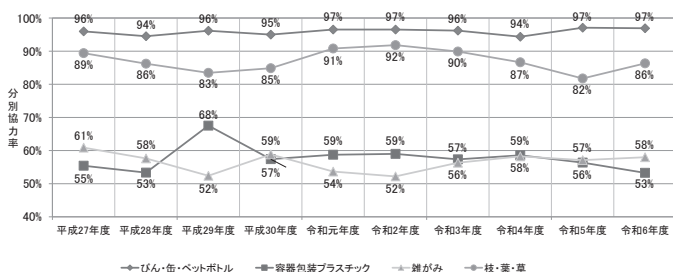


図2-3-8 分別協力率の推移

・事業ごみ

事業系一般廃棄物の重量組成(図2-3-9)は、生ごみと紙類で約6割を占めています。現在、紙くず・木くずの固形燃料化、生ごみの飼料・肥料化などのリサイクルが進められていますが、一層のリサイクルを図るためには、さらなる分別の徹底が課題となります。

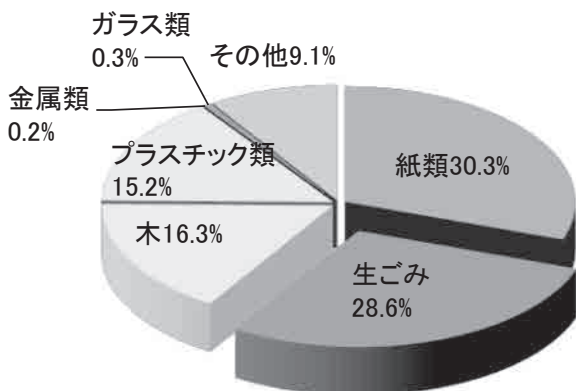


図2-3-9 事業系一般廃棄物の組成

○産業廃棄物の処理

令和5年度に札幌市内で排出された産業廃棄物の排出量(推計)は、約286万tとなっています。

市内で排出される産業廃棄物は、汚泥が約7割を占めているほか、がれき類(工作物の除去に伴うコンクリート破片、アスファルトくず等)が多いことが特徴となっています(図2-3-10)。

なお、産業廃棄物を多量に排出する事業者は、産業廃棄物の減量その他の処理に関する産業廃棄物処理計画書を作成し、市長に提出することになっています。

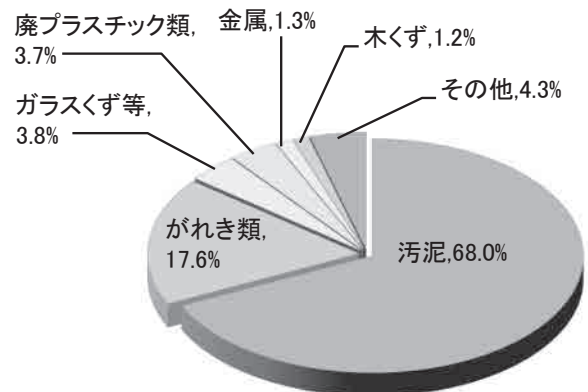


図2-3-10 令和5年度の産業廃棄物の種類別排出割合

○ごみ処理に係る行政コストの経年比較

行政コストは、一会計年度の費用の総額を示すものです。令和6年度のごみ処理に係る行政コストは、約265億円です(図2-3-11)。

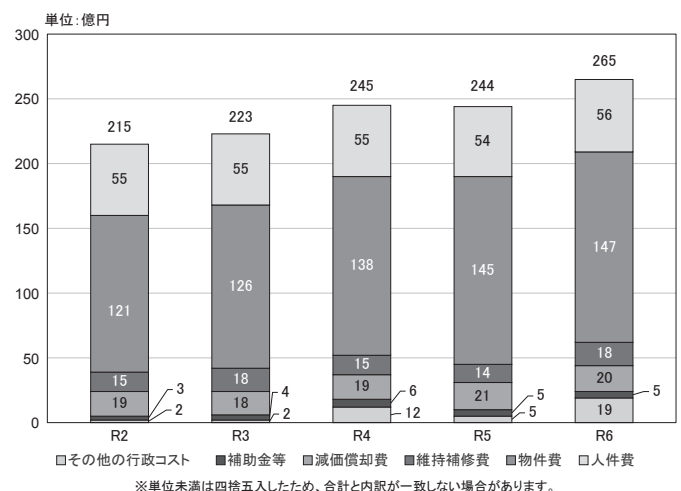


図2-3-11 ごみ処理に係る行政コストの推移

従来から自治体の会計は、現金の収支を重視する現金主義が採用されていますが、単年度の決算のみでは清掃工場等の施設建設の有無などにより年度間で大きく異なるため、経年比較等の分析は困難です。

このため、ごみ処理にかかるコストを分析し、より適切にごみ処理事業を運営していくため、企業会計が採用する発生主義に基づく会計資料を作成しています。発生主義に基づくことで、減価償却費などの現金支出を伴わない費用を含めた正確なコストを把握するとともに、現金主義会計資料を補完しています。

(参考)「行政コスト」は、令和3年に環境省が策定した「(改訂)一般廃棄物会計基準」に則し算定しています。

ア 市民や事業者におけるごみ減量や食品ロス削減の推進

※第2節「(1)徹底した省エネルギー対策の推進」-「イ 省エネルギー設備の導入や設備運用改善の推進」-「○市民・事業者向け」でも関連実績等を掲載

実績

○家庭ごみ減量の推進

家庭ごみの中には、食べ残しや手つかずの食品などによる「食品ロス」となったものが多く含まれています。このため、平成27年度から、家庭における食品ロスの削減を市民に協力してもらうため、市のホームページ等においてポスターや動画等を作成し、普及啓発を行っています。具体的には、商品の「手前取り」、「小分け・ばら売り」の活用、「冷蔵庫の活用術」、「食材の使い切りレシピ」について啓発しているほか、生ごみの堆肥化についても呼びかけています。さらに、令和2年度には、使い捨てプラスチック使用削減についての啓発を行っていました。

また、生ごみの減量を目的に、札幌市立大学、生活用品メーカー、札幌市による産学官共同研究により“札幌発”生ごみ水切り器を開発し、市民に配布しました。

このほか、平成20年度から、リサイクルプラザ宮の沢において、清掃工場や資源物の選別施設などを見学する「ごみ処理施設見学会」を開催し、ごみ問題への普及啓発に努めています。令和6年度は環境満喫バスツアーとして、石狩市古潭海岸で海岸のプラスチックごみの現状や埋蔵物を調査するツアーを実施しました。

○市民・事業者・行政の協働

家庭から排出されるごみを減らしていくためには、過剰な包装を行わないなどの事業者側の取組も重要であるため、平成20年度から市民団体・事業者・行政の三者で「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、市内の主要スーパーにおいてレジ袋の削減を通じたプラスチック削減の取組を実施しています。令和6年度には、4事業者と連携し、指定ごみ袋をレジ袋に活用する実証実験を行いました。

また、「北海道容器包装の簡素化を進める連絡会」に参加し、関係機関と協働でパネル展を開催するなど、容器包装簡素化への取組について市民啓発を行っています。

さらに、市民・事業者・札幌市が協働した取組を行うため、平成17年3月に設立された「札幌ごみ減量実践活動ネットワーク」(通称:さっぽろスリムネット)を通じて、ごみ減量に向けた市民・事業者の主体的かつ具体的な実践活動の促進を支援するため、様々な事業を展開するとともに、広く市民・事業者に参加を呼びかけ、ごみ減量実践者の輪の拡大に努めています。

具体的には、ごみ減量の活動に関する情報共有や意見交換の場として、市民を対象にしたフォーラムを毎年開催しています。また、小学生対象のごみ減量ポスターコンクールや、ゲームを通じて楽しくごみ問題を学ぶことのできる講座を開催し、未来を担う子どもたちへ啓発を行っています。このほか、食品ロスや海洋プラスチックごみ問題など、昨今話題となっているテーマについても、講座の開催やパネル展の実施など、積極的に取り組んでいます。

○事業系生ごみ減量の推進

事業系一般廃棄物の3割を占める生ごみを減らすため、分別・リサイクルの推進や飲食店等における食品ロス削減の取組である「おいしい食べきり運動」などを進めています。

「おいしい食べきり運動」では、食べ残しが多い宴会や会食を対象に、開始後25分間と終了前の10分間は自席で食事を楽しんでもらう「2510(ニコッと)スマイル宴」を呼びかけており、大通公園で開催される大型イベントや街頭大型ビジョンなどを活用して、普及啓発に努めています。また、衛生面に配慮した上で、食べ残しの持ち帰りについても呼びかけています。

一方、生ごみの分別・リサイクルは、札幌市リサイクル団地や定山溪地区などの処理施設を活用し、飲食店が集中する薄野地区を中心に事業者団体との連携により、取り組んできました。

また、市内の回収可能な学校全校から、学校給食フードリサイクル事業として、生ごみ回収を行っており、食育を含めた総合的な教育を行っています。

課題・評価

○家庭ごみ減量の推進

家庭ごみ減量の推進については、令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が施行されたことから、食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの使用削減について、一層の普及啓発が求められています。

○市民・事業者・行政の協働

「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」については、レジ袋有料化の効果等もあり、マイバッグ持参率は平均して86%以上を維持しています。

また、「北海道容器包装の簡素化を進める連絡会」で行うパネル展では、商品の容器包装を削減する事業者の取組を紹介するなど、事業者と協働して簡易包装等の推進を継続していますが、さらなる活性化が望まれます。

○事業系生ごみ減量の推進

事業系生ごみの減量化には、生産、加工、消費といったサプライチェーン全体での見直しに加え、市民及び事業者の食品ロス削減取組に対する認知度の向上や、双方の協力が必要です。

今後の方向

家庭における食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの使用削減に向けては、市民の理解と協力が重要であるため、引き続きポスターや動画、啓発パンフレットの配布などによる、様々な手法で、市民に対し普及啓発を実施していきます。

マイバッグ持参率のさらなる向上や、容器包装の簡素化については、引き続き事業者と連携し、継続して普及啓発を実施するとともに、市民・事業者と協力して様々な事業を進めていきます。

事業系の生ごみ減量へ向けには、協力店制度「もったいない運動参加店」を中心とした協力店舗を拡充するなど、事業者との協力体制を構築していきます。また、啓発等を通じて、消費者である市民と事業者双方のさらなる意識の醸成を図ります。

イ 市民や事業者におけるリユース(再使用)行動の促進

※第2節「(1)徹底した省エネルギー対策の推進」-「イ 省エネルギー設備の導入や設備運用改善の推進」-「○市民・事業者向け」でも関連実績等を掲載

実績

札幌市では、家庭で不用になった古着を、各地区リサイクルセンター、各清掃事務所(中央清掃事務所を除く)等で回収し、リユースする取組を行っています。令和6年度は84.77tを回収しました。

また、リサイクルプラザ宮の沢とリユースプラザにおいては、リユース家具等の展示提供(令和6年度:2,772点)、ごみ減量講座などの開催及び各種イベントへの参加・開催などを通じ、市民に対し、リユース・リサイクルについての情報発信を行っています。

このほかに、リサイクルプラザ宮の沢が実施するリユース食器貸出事業(令和6年度:5件)に関する情報をイベント主催団体へ積極的に提供し、リユース食器の利用促進を図っています。

令和5年度には、インターネット上でリユースに取り組める「リユースプラットフォーム」を運営する2事業者と、令和7年度には、市内に20店舗以上のリユースショップを構える1事業者とそれぞれ連携協定を締結し、各サービスの利用案内を市公式HPに掲載することで、市内のリユースの促進を図っています。

課題・評価

古着の回収量については増加傾向にありましたが、新型コロナウイルスの影響による回収の停止があり、利用の促進が行えていなかったことから、今後は再び市民のリユースへの意識を高めるため、古着以外の品目も含め、いっそうの周知・啓発や民間事業者などと連携したリユース拠点の充実が必要です。

リユース家具等の展示提供は、リユース行動の促進のために有効であり、ごみ減量講座などのソフト事業についても利用者のニーズに合わせて計画・実施していることから、普及啓発として効果のある適切な手法といえます。

リユース食器の貸出は、リユース行動の促進に有効と言えますが、利用促進に向けて、さらなる啓発が必要です。

今後の方向

引き続き、様々な機会・媒体を通じた周知啓発を行っていきます。

併せて、リユース等の啓発拠点(施設)やリユースに繋がる民間事業者のサービス等を有効活用し、様々な手段を通じてリユース行動の促進に努めます。

ウ サプライチェーンにおける資源の有効活用

実績

生産者が、製品の生産・使用段階だけではなく、製品が使用され、廃棄された後のリサイクルや処分についても一定の責任を負うという「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、製品の効率的なリサイクルルートが確保されるよう、公益社団法人全国都市清掃会議等を通じて国に要望してきました。その結果、生産者のリサイクル義務が制度化されてきています。

主なものとして、平成7年(1995年)以降の容器包装リサイクル法により、ペットボトルや容器包装プラスチック、びんなどの容器包装材は、市町村が分別収集して指定法人に引き渡し、生産者等の費用負担によりリサイクルするという仕組みが確立しました。

また、平成15年(2003年)には、家電リサイクル法に基づき、家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン)については、市民が処分時にリサイクル費用を支払うことによるリサイクルルートが確立しました。

同じく平成15年(2003年)には「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づいて、家庭用のパソコンが製造者による義務としてリサイクルがなされるなど、サプライチェーンにおける資源の有効活用は着実に広がっています。

課題・評価

法に基づき各種のリサイクルが制度化されたことで、一部の製品等は生産者の責任によりリサイクルされていますが、リサイクルのための収集や選別に係る費用は、自治体の大きな負担となっています。

また、近年は、小型充電式電池(リチウムイオン電池等)を内蔵した製品をはじめとした、自治体の処理施設では適正な処理が困難な廃棄物が増加しており、その対応に苦慮しているところです。

今後の方向

リサイクルルートが制度化されておらず、自治体での処理が困難な廃棄物については、今後も、公益社団法人全国都市清掃会議等を通じて、拡大生産者責任に基づく効果的・効率的なリサイクルルートが確立されるよう、国や製造業者に対して要望していきます。

エ 消費意識の向上やライフスタイルの転換に向けた普及啓発

※第3節「(1)廃棄物のさらなる減量に向けた2Rの推進」-「ア 市民や事業者におけるごみ減量や食品ロス削減の推進」-「イ 市民や事業者におけるリユース(再使用)行動の促進」でも関連実績等を掲載

実績

○市民・事業者に向けた取組

ごみ減量に向けた意識の向上や行動の促進を図るため、パンフレットの作成・配布やインターネット広告の掲載など、対象者や年齢層などを考慮した上で、様々な手法を組み合わせながら普及啓発を行っています。

○市有施設での取組

札幌市では、環境方針²⁸⁾に「環境負荷の少ない製品やサービスの利用の推進」を掲げており、その取組の一つとして「札幌市グリーン購入ガイドライン」を定め、環境に配慮した物品や役務の調達に努めています。ガイドラインでは、紙類、文房具類、OA機器、繊維製品等の物品以外に、土木・建築工事における資材や各種役務提供など200以上の項目を定めています。

28) 札幌市環境マネジメントシステムの運営を通じて取り組む環境配慮及び環境保全に関する行動の基本理念並びに基本的方向を定めたもの。

課題・評価

〇市民・事業者に向けた取組

令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が施行されたことから、食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの使用削減について、引き続き、市民や事業者等への効果的な啓発や情報共有の手法を検討、実践しながら、様々な主体が一体となつてごみの減量を着実に進めていく必要があります。

〇市有施設での取組

近年、グリーン購入調達率は9割を超える高い水準で推移しており、事務事業において、環境に配慮した製品やサービスの購入は定着しているものと考えられます。

今後の方向

〇市民・事業者に向けた取組

食品ロスやプラスチックごみの削減に向け、適切な広報手段を総合的に組み合わせること等により効果的・効率的な広報活動に努めていきます。

〇市有施設での取組

今後も継続して環境に配慮した調達に努めるとともに、グリーン購入について市民・事業者への普及啓発を推進します。

(2)資源を有効に活用するリサイクルや廃棄物の適正処理の推進

-リサイクル等の状況-

平成30年3月に策定した「新スリムシティさっぽろ計画」の中で、「燃やせるごみに含まれる紙類と容器包装プラスチックの量」「リサイクル率」をモニター指標の一部として掲げています。

・燃やせるごみに含まれる紙類と容器包装プラスチックの量

令和6年度の燃やせるごみに含まれる紙類と容器包装プラスチックの量は紙類1.8万t、容器包装プラスチック2.3万tの計4.1万tとなりました(図2-3-12)。

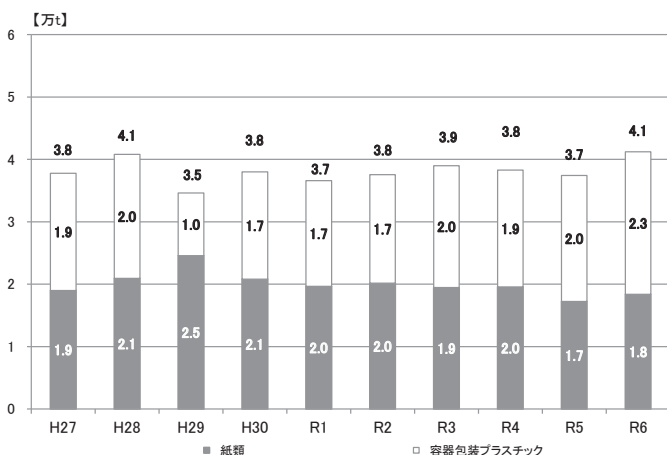


図2-3-12燃やせるごみに含まれる紙類と容器包装プラスチックの量

・リサイクル率

令和6年度のリサイクル率は24.0%となりました(図2-3-13)。

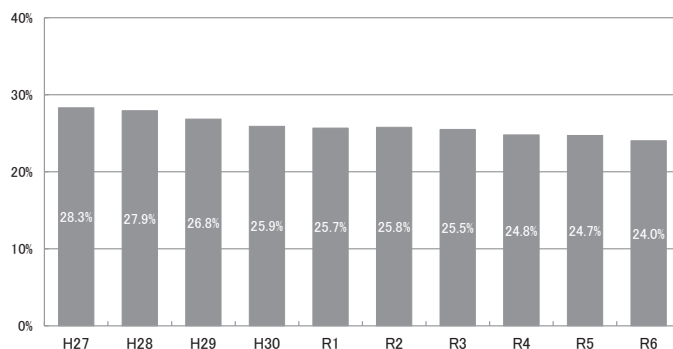


図2-3-13リサイクル率

ア 家庭ごみや事業ごみの適正な分別

実績

〇家庭ごみ

・普及啓発の取組

家庭ごみの排出ルールやリサイクルの方法、ごみ処理に関する情報を、インターネット、スマートフォンアプリ、広報誌、フリーペーパー、ポスターなど様々な媒体や、市民活動団体のネットワーク等を活用して伝えています。

こうした取組のほかに、市外転入者の転入手続き時に、各区戸籍住民課において「ごみ分けガイド」と「家庭ごみ収集日カレンダー」を配布しています。

小学生に対しては、環境副教材を使用した授業、小学生向けの出前講座などを通じて、ごみに対する関心を高めるための取組を進めています。

・ごみステーションの適正な管理

ごみステーションの適正な管理につなげるために、「さっぽろごみパト隊」による日常的なパトロールや排出ルールの指導、共同住宅の排出状況の調査などに加え、地域の希望に応じて、さっぽろごみパト隊と地域の方がごみステーションに立ち会い、排出マナーの指導等を行う「早朝啓発」の実施など、地域の方のごみステーションの管理を支援しています。

また、ごみステーションをきれいに保つためのごみ飛散防止ネットやカラスよけサークルなどの管理器材の購入助成及び情報提供を行っています。

共同住宅と一戸建て住宅が共用しているごみステーションにおいては、不適正排出などの多くの問題を抱えているケースがあります。

そのため、新築共同住宅は6戸以上の住戸を有する場合、既存共同住宅は戸数を問わず近隣に居住する市民とごみステーションを共用することについて合意がない場合に敷地内にごみステーションを設置することとしており、「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」において、対策の協議や、さっぽろごみパト隊による日常的な排出状況の調査や巡回指導などを行っています。

・リチウムイオン電池の適正排出の推進

家庭から出るリチウムイオン電池やモバイルバッテリー等を起因とする収集車や処理施設の発煙・発火事故が全国的に発生している状況を鑑み、市民の適正な排出につながる対策を講じる必要があります。

リチウムイオン電池等は、製造事業者により、販売店を通じ、使用後の自主回収がされていることから、ごみステーション等での排出禁止物に指定し、チラシの配布等を通じて適正な処理方法を周知しています。また、破損・膨張した電池など、製造事業者側で引き取らないものについては令和2年度から市有施設で回収を始めています。

その後、利便性の向上のため、令和6年度からは、破損・膨張した電池についても、一部の家電量販店等で回収を行ってもらうなど、市民がより排出しやすい環境を整えています。

○事業ごみ

事業ごみは、排出する事業者が適切に処理しなければならず、主に民間のルートで処理されます。民間処理ルートは、分別の徹底を前提としていることから、リサイクルの促進に加え、最終的にごみ埋立量を減らすことにもつながります。

紙ごみや生ごみ、剪定枝などリサイクルが可能なものについては、事業ごみの処理方法を解説した「オフィス・店舗向け事業ごみ分別・処理ガイドブック」や市のホームページ、各事業所での助言・指導などにより、分別と民間ルートの活用を呼びかけています。

課題・評価

○家庭ごみ

・普及啓発の取組

スマートフォンアプリの普及やカレンダー等の配布、小学生向けの出前講座については、多くのダウンロードや実施件数があることから、市民サービスとして十分な実績を上げていると考えられます。

そのほか、商業施設や公共施設でのイベントにおけるパンフレットの配布など啓発も実施しています。

・ごみステーションの適正な管理

地域の方の協力により、多くのごみステーションでは適正な管理が行われています。

なお、共同住宅における専用ステーションについて、設置件数は年々増加(令和6年度32,787件)しており、このことで排出者責任が明確になり、ごみパト隊の個別指導件数も減少傾向(令和6年度1,231件)にあります。

・リチウムイオン電池の適正排出の推進

札幌市においても、リチウムイオン電池等を起因として収集車や処理施設での発煙・発火事故が引き続き発生している状況から、回収拠点拡大の検討や継続した市民周知を行っていく必要があります。

○事業ごみ

事業ごみの分別には保管スペースが必要であり、事業所内での周知・徹底や分別の手間を負担に感じている事業者やごみ処理方法を理解していない事業者がおり、中には、違法な処理をしようとする事業者もいます。

これまで、適正処理方法の啓発や指導などを進めてきましたが、事業者によって取組への温度差もあることから、継続的な呼びかけが必要となっています。

今後の方向

○家庭ごみ

今後も引き続き、各種啓発やごみステーションの適正管理等により、適正なごみの分別の推進を図ります。なお、札幌市では外国語版のごみ分けガイドも発行していますが、今後、ベトナム人の増加が見込まれることから、既存の英語、中国語、韓国語版に加え、令和元年12月にベトナム語版を作成し、各清掃事務所及び国際プラザに配架しました。

○事業ごみ

適正処理方法と分別について、継続して啓発、指導を行うとともに、より効果的な手法についても検討し、ごみの減量とリサイクルの推進を図ります。

イ リサイクル活動の推進

実績

○家庭ごみ

・集団資源回収の促進

札幌市では、集団資源回収に取り組む団体や回収業者に奨励金を交付し、市民・事業者の自主的なリサイクル活動を促進しています。令和6年度は、4,326団体・84業者に奨励金を交付しました(図2-3-14)。

集団資源回収の回収促進策としては、集団資源回収を利用していない集合住宅入居者向けに、清掃事務所が町内会と管理会社等の間に入りコーディネートを実施する取組をしており、令和6年度は5町内会で実施しました。

また、市有施設や民間事業者の施設で様々な資源物を回収するとともに、ホームページなどでの積極的な情報発信を行っています。

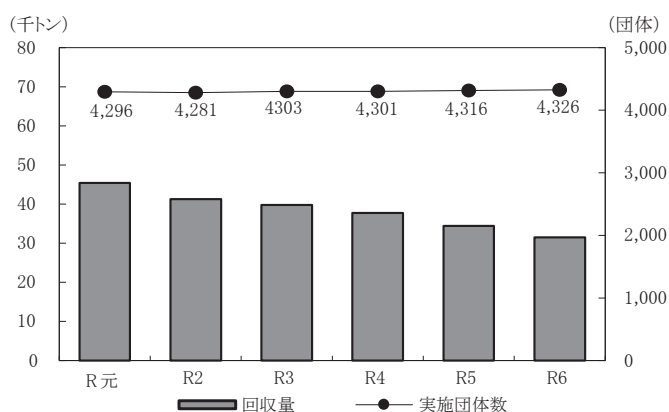


図2-3-14 集団資源回収量及び実施団体数の推移

・小型家電のリサイクル

小型家電リサイクルは、ごみの減量に加え、世界的な資源制約への対応にも寄与する有用金属の循環利用といった観点からも重要であることから、平成25年10月から区役所などの市有施設や大型商業施設に回収ボックスを設置していました。

令和4年10月より、リチウムイオン電池に起因する火災事故防止と、再資源化事業者への適切な分別引渡しのため、回収拠点を市有施設6カ所に集約し、対面回収に変更しました。しかし、回収量増に限界があるため、令和7年3月より、各区役所への回収ボックス設置に向け、試行的に北区役所及び東区役所に回収ボックスを設置しました。

併せて、出前講座「クリーンミーティング」や、チラシ・ポスターなどを活用し、引き続き多くの市民に回収ボックスの利用を呼びかけています。令和6年度は、62.1tの小型家電を回収しました。

また、事業者による様々な回収の取組を併せて周知することで、市民の利便性向上と市内の小型家電の回収量増加に努めています。

・生ごみ資源化の促進に向けた支援

平成17年(2005年)から行っている電動生ごみ処理機の購入助成(令和6年度:432台)や生ごみ堆肥化器材等の購入助成(令和6年度:465個)、また、平成22年(2010年)から開催している生ごみ堆肥化セミナー等(令和6年度:セミナー30回、講師派遣15回、参加者1,178人)により、各家庭で行う生ごみの堆肥化についての支援を行い、家庭における生ごみの減量・資源化に対する市民の自主的な取組を推進しています。

○事業ごみ

・事業系廃棄物の処理システムの確立

市内で発生する事業系廃棄物の永続的な処理システムを確立し、良好な都市環境を維持するために、事業系廃棄物の処理・リサイクルを総合的に推進する施設の集合体として、平成6年度に「札幌市リサイクル団地」を造成し、リサイクルを進めています。

・事業者による自主的な取組の促進

事業ごみのリサイクルの推進については、適正処理と分別の徹底を併せて推進していく必要があります。

大規模建築物を有する事業者に対しては、個々の「処理実績報告・減量計画書」や立入開封調査によるデータから、廃棄物の排出状況やリサイクル余地等を解析(診断)し、処理費用削減効果等と合わせて事業者へ提示する「見える化システム」を平成27年(2015年)に構築し、これを活用して、ごみ減量、分別・リサイクル活動を促し、支援しています。

小規模事業所については、店舗から排出される古紙を商店街などの地域団体と連携してリサイクル回収する「商店街古紙回収事業」等により、自主的な取組の促進を図りました。

・フードリサイクル推進の支援

「さっぽろ学校給食フードリサイクル事業」については、教育委員会が主体として取組を進めており、一般廃棄物許可業者やリサイクル施設の関係者とも連携して円滑に事業を進めています。

令和6年度は、回収可能な小中学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校(294校)で給食から出た調理くずや食べ残しの回収を行い、フードリサイクル堆肥で育てた作物を全校の学校給食に提供しています。

また、フードリサイクル堆肥活用校203校において、フードリサイクル堆肥を活用して、教材園での作物の栽培等、体験的な学習に取り組みました。

・産業廃棄物のリサイクルの推進

産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進し、総合的な産業廃棄物の処理に係る指導に取り組むため、令和3年3月に「第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画(以下「第5次指導計画」という。)」を策定しました。

第5次指導計画では、市内から排出された産業廃棄物の再生利用率を令和12年度までに81%以上とすることを目標としています。

令和6年度に実施した統計調査(令和5年度実績)では、令和5年度の再生利用率推計値は、83.8%でした。

・定山溪地区における地域内循環の取組促進

定山溪地区においては、バイオマスを有効活用し、その地域内循環を図ることを目的に、バイオマスタウン構想が策定されており、地域内のホテルなどから排出される生ごみを、地域内の民間資源化施設を活用して堆肥化する等、資源の有効利用と地域内循環を促進しています。

課題・評価

○家庭ごみ

・集団資源回収の促進

燃やせるごみには、まだ多くの資源物が排出されていることから、引き続き集団資源回収や資源物回収拠点の利用などによる適正排出を呼びかけていく必要があります。

・小型家電リサイクルのさらなる推進

令和6年度にごみステーションから収集した燃やせないごみ1.2万tの重量組成については、小型家電が約2割(0.2万t)を占めていることから、依然として、ごみとして捨てられている小型家電があることが分かります。

・生ごみ資源化の促進に向けた支援

電動生ごみ処理機の購入助成、生ごみ堆肥化器材の購入助成及び生ごみ堆肥化セミナーについては、安定した需要があり、生ごみの減量、資源化の普及啓発に向けて、重要な事業と認識していることから、今後も継続していきます。

○事業ごみ

・事業系廃棄物の処理システムの確立

廃棄物処理は、事業活動に密着したものであり、その種類や量も時代に応じて変化していきます。市内にある処理施設の老朽化が進んでいることもあり、今後も廃棄物の処理が滞ることがないよう、関係事業者や他都市と協議、連携を図っていく必要があります。

・事業者による自主的な取組の促進

大規模建築物の事業者には、年度ごとに啓発を行う対象業種を変えるなど段階的にリサイクル活動に関する支援を行ってききましたが、取組がある程度定着し、古紙の買取価格が低迷していることなどから、新たな支援手法の検討が必要となっています。

小規模事業所についても、分別の手間や古紙の買取価格の低迷などから、古紙回収事業に参加する店舗数が減少しており、分別・リサイクルの取組の定着に向け、継続的な働きかけが必要です。

・フードリサイクル推進の支援

市内で発生する生ごみは、焼却ごみの約3割を占め、その処理量は近年は横ばいで推移していることから、さらなる減量、リサイクルが課題となっています。リサイクルを推進するには、分別が前提となるため、学校を含め様々な場を活用し、減量・リサイクルの取組の重要性を継続して啓発していく必要があります。

・産業廃棄物のリサイクルの推進

産業廃棄物の再生利用率は高い数値で推移していますが、これを維持し、さらなる再生利用の推進を目指します。その中でも、重要と考える建設系産業廃棄物、廃プラスチック類及び廃石膏ボードについては、特に、再生利用の推進を図る必要があります。

・定山溪地区における地域内循環の取組促進

地域内のホテルなどから排出される生ごみを、定山溪地域内の民間資源化施設にて堆肥化し、近隣の農家に出荷することで、年間約3千tの生ごみが焼却されずにリサイクルされ、有効活用されています。

今後の方向

・家庭ごみ

集団資源回収の促進を図るため、令和5年4月には団体奨励金の単価引き上げを行っており、町内会や学校PTAなど地域住民の皆さんが積極的に活動に取り組んでいけるよう、引き続き支援をしていきます。

町内会との関わりが少なく、集団資源回収の情報が届きづらい共同住宅入居者や、市外から転入してきた単身者を主なターゲットに、重点的な周知啓発を実施していきます。

また、小型家電を適切にリサイクルしていくため、引き続き普及啓発を行っていくとともに、市民の生ごみ資源化についてもさらなる促進を支援するため、電動生ごみ処理機等の購入助成や堆肥化セミナー等の事業を通じて周知を行っていきます。

・事業ごみ

生ごみのリサイクルに関する個別事業者への呼びかけを行うほか、古紙、生ごみを含めて、より効率的で効果的な方法を模索しながら、広くごみ減量・リサイクルを継続して働きかけていきます。

産業廃棄物については、廃石膏ボードの本市最終処分場での受入停止による処理状況の影響を調査するとともに、現在も本市処理施設で受入している産業廃棄物の民間処理施設での受入状況等を考慮しながら、市の処理施設における受入品目の見直しを検討します。

定山溪地区におけるバイオマスの域内循環については、関係事業者等と連携し、さらなる取組の推進を図ります。

ウ 廃棄物の適正処理

実績

○事業ごみの適正処理・不法投棄対策の強化

事業系廃棄物の適正処理を推進するため、一般廃棄物及び産業廃棄物のそれぞれの処理方法について、「オフィス・店舗向け事業ごみ分別・処理ガイドブック」や「産業廃棄物ガイド」などを作成して案内しているほか、通報等があった場合には現地確認等を行い、適正処理を行うよう是正指導を行っています。

また、不法投棄等を防止するため、専任指導員による監視や指導、監視カメラの設置などの対策を行っています。不法投棄等が確認された場合には、警察に通報するなど、廃棄物処理法に基づいて対応しています。不法投棄の発見件数は、過去最多の1,855件を記録した平成18年度以降、近年は500件程度で推移しており、令和6年度は516件となっています。

不法投棄を監視する地域の目として、令和6年度末現在、305名の不法投棄ボランティア監視員が市内全区で活動しています。

また、札幌市と協定を締結した事業者団体が、不法投棄発見時の市への通報、事業所・車両等へのステッカーの貼付など、不法投棄の未然防止・早期発見に向けた取組を行っています。

○焼却灰リサイクルの推進

埋立処分量の減量、資源の有効利用を図るため、平成25年度から清掃工場の焼却灰をセメント原料としてリサイクルしています。

○下水汚泥の有効活用

下水道事業では、下水処理の過程で発生する大量の汚泥についてリサイクルを図っています。発生する汚泥のほぼすべてを焼却して減量化したのち、改良埋戻材やセメント原料として有効利用しています。

また、焼却していない汚泥についてもセメント原料として有効利用しています。

課題・評価

○事業ごみの適正処理・不法投棄対策の強化

事業系廃棄物の適正処理方法を知らずに、家庭用ごみステーションに排出する事業者がいることから、特に新規事業者への周知拡大が課題になっています。

また、廃棄物を不用品回収と称し、無許可で収集運搬を行う事業者がおり、不法投棄や不適正処理の原因となっていることから、これらの事業者に対する指導を行っていますが、一方で適正な処理方法を知らずに不用品回収業者を利用してしまう方もいることから、市民へのさらなる周知が必要です。

不法投棄の発見件数は、ピークである平成18年度と比較して減少傾向にあるものの、未だに年間500件程度の不法投棄が発生しています。投棄場所の傾向を見ると大半が道路・道路沿いであり、投棄物の多くが家庭から排出された一般廃棄物で、車で運ばれて投棄されたものとみられます。これらを踏まえ、不法投棄を減少させる対策を引き続き実施する必要があります。

○焼却灰リサイクルの推進

焼却灰リサイクルは埋立地の延命化に有効な施策であるため、排ガス中の飛灰のリサイクルの追加検討を含め、焼却灰リサイクル量のさらなる拡大について検討が必要です。

○下水汚泥の有効活用

改良埋戻材やセメント原料として、全量有効利用できていますが、安定的な利用を継続するためには、利用方法の多角化を図る必要があります。

今後の方向

○事業ごみの適正処理・不法投棄対策の強化

適正処理について、市民や事業者への継続的な案内や周知を行い、違反事業者への指導についても警察等と連携して行います。

また、不法投棄の監視及び調査を行うためのパトロールの実施、各区を所管する警察との連携に加えて、土地所有者に対し、投棄被害を防ぐための適正な管理を促し、不法投棄防止のための啓発用品(ステッカー、のぼり旗)の提供を行うことで、不法投棄の未然防止に向けて取り組むとともに、一つの不法投棄が新たな不法投棄を引き起こさないよう、早期発見に努めます。

○焼却灰リサイクルの推進

令和2年度以降は、年間15,000tから19,000tに、令和6年度以降は年間21,400tに事業規模を拡大しています。

○下水汚泥の有効活用

今後も汚泥の100%有効利用を引き続き進めるとともに、改良埋戻材やセメント原料以外の新たな有効利用方法について検討します。

エ 廃棄物が持つエネルギーの有効活用

実績

札幌市の清掃工場では、ごみの焼却により発生した熱を利用して自家発電を行い、発電した電力は工場の運転に使用するほか、余剰電力は電力会社に売却しています(図2-3-15)。そのほか、地域熱供給などにも熱供給を行っています。また、ごみ資源化工場

は、事業ごみの資源化と焼却・埋立量の削減を図るために建設されたもので、木くず・紙くずのほか、収集した雑がみのうち、紙としてリサイクルできない紙ごみから固形燃料(RDF)を生産しています。生産された固形燃料は、札幌市内の地域熱供給事業者が使用し、化石燃料の使用量削減に貢献しています。

課題・評価

廃棄物の焼却により発生する熱エネルギーは、発電はもとより、一部の地域では熱供給という形で利用され、エネルギー利用の効率的なまちづくりに貢献しています。

今後の方向

引き続き、同様の取組を進め、廃棄物エネルギーの有効活用に努めていきます。

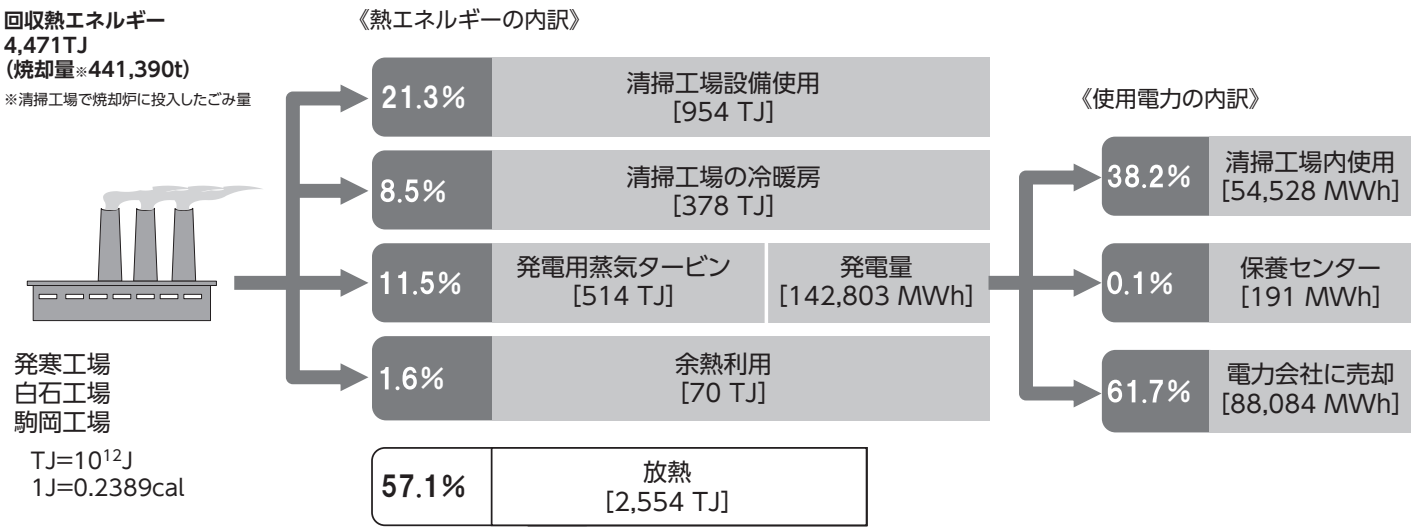


図2-3-15 清掃工場の熱利用(2024年度実績)

(3)災害廃棄物の対策や自治体間での連携

ア 災害に強い廃棄物処理体制の構築

実績

平成31年3月に「札幌市災害廃棄物処理計画」を策定し、大規模な地震や水害が発生した際に、適正かつ迅速に災害廃棄物の処理ができるよう仕組みづくりを行いました。

また、関係団体等と協定を締結し、災害時に迅速に協力できる体制を構築しています。

課題・評価

計画の策定などルール面での整備は整ったところですが、今後は、実際に災害が起こった際に、計画や協定が有効に機能するよう、訓練等により平時から備えることが重要です。

今後の方向

訓練等の実施により災害対応の強化を図るとともに、必要に応じて、他都市の計画や、実際の災害対応に関する情報収集を行ったうえ、計画の見直しを行っていきます。

イ 循環型社会の実現に向けた自治体間での協力

実績

札幌圏における廃棄物問題についての情報交換、調査研究を行うほか、諸方策を協議し、相互協力のもと総合的な廃棄物対策を推進するため、「札幌圏廃棄物対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を毎年度開催しています。連絡会議は、「さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン」(以下「ビジョン」という。)において廃棄物対策を検討する場として位置付けられています。

このほか、ごみ処理における広域的な協力体制の在り方について、周辺自治体と継続的に意見交換を行っており、それにより他自治体との協力関係のもと、道南の民間セメント工場での焼却灰のリサイクルや、周辺自治体のし尿の札幌市施設での受入につながりました。

※連絡会議構成団体:札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、千歳市、恵庭市、岩見沢市、南幌町、長沼町、南空知公衆衛生組合及び由仁町

※ビジョン対象団体:札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、千歳市、恵庭市、岩見沢市、南幌町及び長沼町

課題・評価

令和6年度は、連絡会議の定例会を書面開催し、各構成団体の廃棄物に係る主要事業と取組状況等について情報交換を行いました。

広域的な協力体制の構築については、札幌市と他の自治体双方の住民の理解と協力が不可欠であり、互いの利益となるような連携の在り方を検討していく必要があります。

今後の方向

引き続き、継続的に周辺自治体と意見交換を行うとともに、全国の自治体の事例の調査・研究を行っていきます。

4 主な関連計画とその進捗状況

(1)主な関連計画の概要

○新スリムシティさっぽろ計画(札幌市一般廃棄物処理基本計画:2018年3月)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(1970年施行)に基づき、市町村は生活環境の保全や公衆衛生の向上を維持するため、区域内の一般廃棄物の処理について、概ね10年先を見据えた長期計画としての「一般廃棄物処理基本計画」の策定を義務付けられている。

札幌市の一般廃棄物処理基本計画にあたる「新スリムシティさっぽろ計画」では、2027年度までに1人1日当たりのごみ排出量を、2016年度を基準に100g減量する目標を掲げており、環境への負荷が少なく資源の有効活用にも効果的な2R(リデュース・リユース)のごみ減量施策を推進するとともに、持続可能な収集・処理体制を確保していくこととしている。

○第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画(2021年3月)

「資源を持続可能に活用する循環型社会の実現」に向けて、産業廃棄物排出事業者及び処理事業者に対して行う指導の方向性や施策を示したものであり、札幌市域内で発生する産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理等を推進していくこととしている。

(2)主な関連計画の進捗状況

「新スリムシティさっぽろ計画」については、将来像として掲げる各ごみ区分の排出量などの目標達成に向けて、家庭から出る生ごみ量及び埋立処分量は概ね順調ですが、その他の区分はやや遅れています。

「第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画」については、持続可能な循環型社会推進のために、特に重要な「産業廃棄物最終処分量」及び「産業廃棄物再生利用率」について2030年度の目標値を設定しました。(5年に1回程度行う実態調査に基づき評価を行います。)

計画名	目標（将来像）			指標				
	内容	現状値 （ 2024年度）	評価	内容 ※（ ）内は基準年	目標年	目標値	現状値 （ 2024年度）	評価
新スリムシティ さっぽろ計画 （札幌市一般廃棄物 処理基本計画）	ごみ排出量 （2016年度比6.8万トン以上減量 ※2016年度：59.1万t→2027年度：52.3万t）	55.1万t	△	家庭から出る食品ロス量 （2016年度：1.9万t）	※モニター指標（スリム 目標の達成における 課題の把握、施策の改 善や見直しの際の参考 として把握する指標） のため目標値なし		1.2万t	
	廃棄ごみ量 （2016年度比6.0万トン以上減量 ※2016年度：47.4万t→2027年度：41.4万t）	44.4万t	△				4.4万t	
	家庭から出る廃棄ごみ量 （340g以下 ※2016年度：386g/人・日→2027年度：340g/人・日）	362g/人・日	△	燃やせるごみに含まれる紙類と 容器包装プラスチックの量 （2016年度：4.1万t）				
	家庭から出る生ごみ量 （2016年度比1.0万トン以上減量 ※2016年度：9.6万t→2027年度：8.6万t）	8.6万t	◎					
	埋立処分量 （2016年度比2.2万トン以上減量 ※2016年度：8.7万t→2027年度：6.5万t）	7.2万t	○	リサイクル率 （2016年度：27.9%）			24.0%	
第5次産業廃棄物 処理指導計画	産業廃棄物最終処分量 （2018年度：10.8万t→2030年度：10.0万t）	8.3万t （2023年度）	○	※指標は未設定				
	産業廃棄物再生利用率 （2018年度：79.8%→2030年度：81.0%）	83.8% （2023年度）	○					

◎…目標達成に向けて順調 ○…目標達成に向けて概ね順調 △…目標達成に向けてやや遅れている ▲…目標達成に向けて遅れている ……評価不可

第4節 都市と自然が調和した自然共生社会の実現

1 将来像の実現に向けた2030年の姿と管理指標

【2030年の姿】

市民・事業者が、豊かな自然の成り立ちや生物多様性について理解し、自然環境や景観に配慮したライフスタイルや事業活動を実践している都市を目指します。具体的には、生物多様性の保全に関する理解の促進や、地域の自然の特徴に合わせた適切な自然環境の保全を進めることで、自然との共生を目指します。

【管理指標】

- 生物多様性という言葉を知っている市民の割合を80%に

〈本節に関するSDGs〉



2 2030年の姿に対する現状と課題

様々な機会を通じ、生物多様性の保全に向けた普及啓発や市民、事業者等との協働による取組などを行っています。生物多様性という言葉を知っている市民の割合は、74%(令和6年度)となりました(表2-4-1)。

管理指標の達成に向けては、生物多様性の保全に関するイベントや報道機関への情報提供等を通じた普及啓発の実施や動植物データの収集、情報発信をより一層行っていく必要があります。

表2-4-1 生物多様性という言葉を知っている市民の割合(%)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
63.8	71.0	74.0

3 施策の実施状況・課題と評価・今後の方向

(1)生物多様性の保全

ア 生物多様性の理解向上・保全に向けた行動促進

実績

○さっぽろ生き物さがし 2024

動植物の生息・生育データを集めるとともに、身近な生き物を通じて札幌の自然や生物多様性への理解の向上を図るため、森林や草地、水辺等の環境の指標となる生き物を調べる市民参加型生き物調査を実施しました。令和6年度は5月18日から9月30日までの期間に1,742名が参加し、約17,335件の動植物の報告がありました。報告はリアルタイムでホームページに公開し、お知らせしています。

○特別企画展

生物多様性に対する市民の理解度向上のため、円山動物園と連携し、令和6年7月26日から8月4日までの期間、夏の特別企画展「知ろう気候変動!守ろう!さっぽろの生きもの」を開催しました。

○さっぽろ生き物ミニ図鑑

札幌の自然環境の状況を把握するために定められた36種の「指標種」等について、見分け方や生息環境、観察ポイントマップ等を掲載したさっぽろ生き物ミニ図鑑を令和元年1月に作成しました(令和5年3月改定)。市内小学校へ配布したほか、「さっぽろ生き物さがし」参加者への配布を通じて普及啓発に活用しています。

○協働型生き物調査

市内において動植物の保全活動等を行う個人・団体等と連携し、共同で生き物調査を実施する他、各個人・団体が保有する動植物データの提供を依頼しています。得られた動植物データを本市の動植物データベースに登録し、活用を図っています。

○生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワーク

生物多様性保全の活動拠点として市内19施設でネットワークを形成することで、各施設の情報共有や連携・協働を進め、生物多様性に対する市民の理解促進と生物多様性保全活動の活性化を図っています。

○生物多様性さっぽろ応援宣言

企業や団体による取組を広げるための制度として、平成27年9月より「生物多様性さっぽろ応援宣言」をスタートしました。生物多様性の保全に積極的に取り組んでいる企業・団体を「生物多様性さっぽろ応援宣言企業・団体」として登録し、札幌市がその取組をPRしています。令和6年度末現在では178企業、27団体が登録しています。

○動物園条例

札幌市動物園条例は、令和4年6月に制定され、「第3章認定動物園(第10条)」などの一部の規定を除き施行していましたが、令和5年4月1日、全部施行となりました。

これに伴い、条例第10条の規定に基づき、一定の要件を満たし

た動物園を認定・登録する「さっぽろの動物園ステップアップ制度（認定・登録及び広報・研修会・助成金交付などの支援）」を開始し、令和6年3月に札幌市豊平川さけ科学館を、令和7年3月にAOAO SAPPOROを準認定施設に登録しました。

課題・評価

イベント参加者の満足度は高く、自然との共生に関する意識の向上につながっていると考えられます。今後も生物多様性の普及啓発を継続して実施する予定です。

今後の方向

令和6年3月に改定した生物多様性さっぽろビジョンを元に、各種イベントによる情報発信を通じて普及啓発を進め、生物多様性に対する理解の向上を図るほか、自然共生サイト認定への支援を通じて健全な生態系の保全を目指します。

また、動物園条例については、「さっぽろの動物園ステップアップ制度」の運用を通して、札幌市内の動物園が行う生物多様性の保全に寄与する活動を促進するとともに、動物園と市民・事業者との協働した保全活動を推進していきます。また、条例に基づく円山動物園の取組を、札幌市円山動物園基本方針「ビジョン2050」に沿って推進していきます。

イ 野生鳥獣(ヒグマ、エゾシカ等)に対する市街地侵入抑制や被害防止対策

実績

〇ヒグマへの対応

近年のヒグマ出沒件数は表2-4-2のように推移しており、令和6年度は99件でした。

札幌市では、平成29年3月に策定した「さっぽろヒグマ基本計画」に基づき、これまで出沒を未然に防ぐための市街地侵入抑制策とともに、危機管理体制の整備や出沒時の対応などの総合的な対策を実施してきましたが、令和5年3月には、ゾーニングの見直しとともに内容をより充実化した「さっぽろヒグマ基本計画2023」を策定し、具体的な取組を進めていくこととしています。

表2-4-2 ヒグマ出沒件数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
196	95	185	162	227	99

・人の生活圏へのヒグマの侵入抑制策

ヒグマをできる限り市街地に侵入させないための対策を実施することで、ヒグマとのすみ分けを図っています。

-家庭菜園用電気柵の普及(購入補助制度)

ヒグマが家庭菜園の作物等に誘引され出沒することを防止するため、家庭菜園用電気柵を購入する市民を対象に、購入金額の2分の1(令和6年度時点:最大4万円)の補助を実施しており、令和6年度は56件の利用がありました。

-家庭菜園用電気柵の普及(貸出制度)

電気柵の有効性を体験してもらうため、家庭菜園を行う市民のうち希望者に電気柵の貸出を実施しており、令和6年度は28件の利用がありました。

-緑地管理(河畔林等の下草刈り)

ヒグマが市街地へ侵入する際の経路となり得る林や河畔林、草地等は、ヒグマが使いにくい環境づくりを行うため、市民へ働きかけ、地域住民等とともに下草刈りを実施しており、令和6年度は8地区で実施しました。

-緑地管理(放棄果樹伐採)

管理されなくなった果樹にヒグマを餌付かせないようにするために、果樹の所有者の了解のもと、市民団体等との協力による伐採を実施しています。

-普及啓発

ヒグマに対する市民意識の向上のため、学校や企業、区民センターなどでのヒグマ講座の実施、ヒグマパネル展やヒグマフォーラムの開催などの普及啓発を行っています。

・出沒対応

ヒグマ出沒時には、警察等関係機関や野生動物調査の専門機関と連携した初動対応、地域住民への注意喚起等を実施し、市民生活の安全確保を最優先とした対策を行っています。令和3年6月に東区市街地にヒグマが出沒し市民4名が負傷する事故が発生したことを機に、SNS等を活用したヒグマの出沒情報の発信を開始したほか、警察をはじめとした関係機関や周辺自治体との連携強化を進めています。

-エゾシカへの対応

住宅街の地域住民の安全を図ることを目的として、本来の生息適地ではない市街地にエゾシカが出沒した際には、関係機関と連携を図り、見守りや追払い、捕獲等の対応を行っています。

-その他の野生鳥獣への対応

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に係る捕獲許可のうち、北海道より委任を受けた11種の野生鳥獣について「有害鳥獣捕獲許可事務」を行っています。

課題・評価

緑豊かな札幌市は、市街地と森林が接している地区が多く、市民の生活圏とその周辺で、人と野生鳥獣とのあつれきが発生しやすい環境となっています。

野生鳥獣との共生を図りつつ、市民の安全・安心を確保し、あつれきを軽減するためには、野生動物に関する知識の啓発や出沒対応など、様々な取組を実施することが必要です。

今後の方向

引き続き、広報誌やホームページのほか、報道機関とも連携を図りながら、様々な手法で普及啓発を進めるとともに、関係機関とともに、ヒグマ等の出沒状況に応じて適切な対応を行っています。

ウ 科学的知見の充実

実績

○札幌市動植物データベース

札幌市では、平成29年度に、生物多様性保全の基礎情報として、市内の動植物の生息・生育状況などの生物情報と文献情報を一元的に管理する「札幌市動植物データベース」を構築しております。また、平成30年度からは「さっぽろ生き物さがし」や協働型生き物調査で得られたデータを追加し、内容を充実させています。

○自然環境調査

生物多様性さっぽろビジョンに定める5つのゾーン(山地ゾーン・山麓ゾーン・市街地ゾーン・低地ゾーン・各ゾーンをつなぐ生態系)において、専門家による自然環境調査を行うことで生物多様性の状況や変化の傾向の把握を進めています。

○調査・研究の推進

科学的視点に基づく調査や野生動物種の生理・生態の研究は、動物園の基本的役割の一つです。円山動物園では、多種多様な希少種・絶滅危惧種を保全するため、健康に管理するための飼育技術や、繁殖技術の確立等を目指して、大学等の研究機関や民間団体と連携して調査研究を進めています。

課題・評価

○札幌市動植物データベース・自然環境調査

気候変動や外来種など様々な要因が生物多様性に与える影響をいち早く察知し、生物多様性の保全を図っていくには、長期的・体系的な調査に基づく動植物情報を蓄積するとともに、市民への情報共有を進めることが必要です。

○調査・研究の推進

調査研究の取組について、その成果を適切に情報発信し、社会へ還元する必要があります。

今後の方向

引き続き、市民、活動団体、大学、関係機関などと連携しながら、動植物データの充実や情報の発信に向けた取組を進めていきます。調査研究の成果を適切に情報発信するとともに、外部団体等との協力体制をより強化し、取組を推進していきます。

エ 地域特性に応じた自然環境の保全・創出、希少種対策

実績

山地や市街地などの各地域において、郷土樹種等の植樹や枝払い、オオハングソンソウ、アズマヒキガエル等の外来種駆除などの様々な活動が、市民や生物多様性保全活動団体、事業者、行政など多様な主体により実施されています。このような活動の促進に向けて、オンラインワークショップや、札幌市版レッドリストを活用した普及啓発などの取組を進めています。

円山動物園では、市民や団体等とともに北海道に生息するコウモリやニホンザリガニ、トガリネズミ等の生息調査や観察・報告会など、市民が保全活動を学び、参加できる取組を実施しています。また、猛禽類の野生復帰のための技術確立に取り組むなど、円山動物園の情報発信力と技術を生かして、生物多様性保全活動の拡大・活性化にも貢献しています。

課題・評価

希少種を含めた種や生物多様性の保全については、各地域において多様な主体との連携を図っていく必要があります。

市民意識調査によると、動物園に期待することとして、約6割の市民が、「自然や生き物の保全に取り組む動物園」との回答を得ており、今後も、円山動物園における生物多様性保全の取組の推進が求められます。

今後の方向

引き続き、生物多様性についての理解向上と科学的知見の収集や情報の発信により、各主体による取組の促進を図っていきます。また、円山動物園では、報告会や観察会により多くの市民が参加できるよう、Webを活用するほか、地域に根差している施設や団体と共同で調査や観察会を実施していきます。

オ 外来種・遺伝的かく乱対策

実績

○普及啓発

外来種・遺伝的かく乱の問題は人の活動に起因することから、外来種被害予防三原則「入れない」「捨てない」「拡げない」について、ハンドブックやホームページを活用した啓発を進めています。

○外来種の駆除

外来生物法に基づき、アライグマの捕獲やオオハングソンソウ等の防除を実施するとともに、近隣自治体、大学、企業、市民団体等との協働によりセイヨウオオマルハナバチやアズマヒキガエル、ウチダザリガニ等の対策にも取り組んでいます。

また、円山動物園では、令和6年度に園内でオオハングソンソウ、ガーリックマスタード及びイワミツバの駆除を実施しました。

課題・評価

○普及啓発・外来種の駆除

外来種は一度定着すると根絶が難しいことから、新たな外来種の侵入・定着を防ぐための取組を進めていく必要があります。

円山動物園内では、これまでの駆除の効果により、オオハングソンソウがほとんど見られなくなりました。一方、ガーリックマスタードは、近年の駆除継続により減少傾向にはあるものの、未だ園内各所で繁茂が見られます。また、イワミツバについても横這い状態で、園内での根絶には継続した駆除活動が必要です。

今後の方向

○普及啓発

引き続き、ホームページやイベント等の機会を通じて、外来種についての啓発を進めます。

○外来種の駆除

関係機関や活動団体、大学などと連携しながら外来種情報の収集や、防除活動の促進に努めます。

また、円山動物園では、ボランティアの協力のもとに駆除活動に力を入れ、園内のオオハングソンソウ、ガーリックマスタード及びイワミツバの根絶を目指します。

(2)水やみどりの活用、ふれあいの促進

ア みどりの保全・創出

実績

公園などのみどりについて、その保全や創出を効率的、計画的に推進するため、令和2年3月に「第4次札幌市みどりの基本計画」を策定しました。その中で基本理念として「みどりを知り・守り・つくり・活かし、新たな価値を生み出し、まちの魅力を高めよう。持続可能なグリーンシティさっぽろ」を掲げ、みどりによって、人々の生活にうおいや賑わいを創出していくこととしています。

課題・評価

みどりの保全や創出は、市民や活動団体、事業者、行政が協力し合い、連携して取り組んでいく必要があります。

今後の方向

今後は、「第4次札幌市みどりの基本計画」に基づき、みどりの保全創出に努め、PDCAサイクルの考え方で順応的に計画の進行管理を進めていきます。

イ 良好な水環境の保全・維持

※第1節「(1)良好な大気、水、土壌その他の環境の確保」でも関連実績等を掲載

実績

○導水(河川)

河川は、都市にうおいをもたらす貴重な空間の一つですが、本市の北部地区(中央区、北区、東区)の河川では、平常時に流れが停滞したり、枯渇したりすることが多い状況にあります。このため、水環境の改善へ向け、関係機関との連携により豊平川などから、これらの河川に導水を行っています。

課題・評価

○導水(河川)

北部地区の河川への導水は、良好な河川環境の保持に寄与しています。

今後の方向

○導水(河川)

関係機関と連携しながら、引き続き、良好な水環境を維持していきます。

ウ 水やみどりの活用、ふれあいの促進

※第1節「(1)良好な大気、水、土壌その他の環境の確保」でも関連実績等を掲載

実績

○川とのふれあい創出

平成21年3月に、札幌市の河川環境に関する目指す姿や方針、事業の基本的な進め方を示す「札幌市河川環境指針」(以下「指針」という。)を策定し、「川に親しみ、川と人の関係を育む」を柱の一つとした川づくりを進めています。令和6年度は市内2河川での川に親しむことを目的とした普及啓発事業を行いました。

指針の推進にあたっては河川工学等の専門家と市民委員で構成される「札幌市河川環境推進会議」(平成22年6月～)を定期的に開催しており、本会議にて事業の検証と改善に努めています。

○みどりとのふれあい創出

令和7年2月に、森林の整備や保全、木材利用等に関する基本的な考え方を示す「札幌市森づくり基本方針」を策定しました。

本方針に基づき、都市環境林や自然歩道等を活用した森林ボランティア活動や企業CSR活動への支援、普及啓発等を行っています。

課題・評価

○川とのふれあい創出

河川環境整備と普及啓発事業によって、川と触れ合う機会をソフト・ハードの両面から提供しています。

川は人が憩い安らぐ場所である一方で水の事故などの危険もあることから、引き続き、様々な機会を通じて川を利用する際の注意事項などの啓発を行う必要があります。

○みどりとのふれあい創出

森林に親しむ市民が増えるとともに、森林ボランティア等による多様な森づくり活動が行われるためには、市民一人ひとりが自然環境について親しみと興味を持ち、理解を深めることが重要です。

また、自然歩道等は管理延長が長く、施設の老朽化が目立ち、維持管理コストが増大しているため、今後も維持管理し続けるためには、選択と集中の観点で、施設自体の見直しや維持管理の見直しなどを進める必要があります。

今後の方向

○川とのふれあい創出

今後も指針に基づき、河川環境整備と普及啓発事業を継続していきます。

○みどりとのふれあい創出

多くの人が森林に関心を持ち、森づくりを体験できるよう普及啓発を行います。

また、森林ボランティア活動や企業のCSR活動についても引き続き支援し一緒に森林整備に取り組んでいきます。

自然歩道等に関しては、初心者でも楽しめる自然歩道等を中心に整備を進めるなど、施設量の低減も視野に入れた効率的な運用について検討していきます。

(3)生物多様性にも配慮した良好な景観の形成

実績

良好な景観を形成することは、市民生活に潤いや豊かさをもち、まちに対する愛着と誇りを生み出します。

このような認識のもと、札幌市では昭和56年(1981年)から様々な景観施策を展開しており、近年においては、成熟した都市において、景観を構成する要素を幅広くとらえ、能動的・創造的に都市の魅力・活力を向上させるため、平成29年(2017年)に「札幌市景観計画」を策定しました。

計画には、自然的特性を踏まえた景観形成の方針に、水とみどりが連続する自然環境を保全するなど、多様な生態系に配慮した

景観形成を図ることを示しており、札幌市の景観施策の総合的な指針としての役割を重視し、様々な内容を盛り込んでいます。

○届出・協議による景観誘導

地域の景観形成に大きな影響を与える大規模な建築物等について、届出を義務付け、植栽などによる外構の配慮や「札幌の景観色70色」による色彩基準など、景観形成基準を定め、周辺と調和した景観形成を図っています。

また、景観形成上重要な建築物等について、景観法等に基づく届出の手続きに先立ち、計画の早い段階で、専門家がアドバイスをを行う制度(景観プレ・アドバイス)を設けています。

○景観資源の保全・活用

景観を特色付けている自然や建築物、工作物、生活習慣などは良好な景観を形成するための大切な景観資源です。これらの資源を保全・活用するため、景観重要建造物等や札幌景観資産の指定を行っており、令和6年度末現在では32件が指定されています(図2-4-6)。

また、平成29年度からは、市民等に広く周知し、その活用を促進するために景観資源を登録する「活用促進景観資源」の制度の推進にも取り組んでおり、令和6年度末現在では20件が登録されています。

○地域ごとの景観まちづくりの推進

良好な景観の形成のためには、身近な地域の景観の魅力を高めていくことが不可欠です。

そこで、市民・事業者等が主体的に関わりながら、地域の景観のあり方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取組を推進する「景観まちづくり指針」の制度を設け、地域ごとの良好な景観形成に向けた取組を推進しています。

○景観形成に関する普及啓発

良好な景観を形成するためには、市民や事業者の関心を高め、自発的な取組を推進することが重要です。そこで、子どもが景観への理解を深めるための講座の実施や、事業者に対するパンフレットを通じた届出制度の周知など、景観への関心の高まりに応じた普及啓発を実施しています。

また、市民や事業者による景観づくりの取組を支援するため、「景観アドバイザー」を派遣し、専門的な立場から助言、指導を行っています。

課題・評価

大規模な建築物等に対する届出・協議や地域ごとの景観まちづくりなど、景観誘導の機会をとらえ、札幌の大きな魅力の一つである身近で豊かな自然を尊重した景観形成を推進していく必要があります。

今後の方向

「札幌市景観計画」に基づき、各施策が相互に連携を図りながら、多様な生態系に配慮した景観形成を図るなど、札幌の良好な景観の形成に向けた取組を推進していきます。



図2-4-1 札幌景観資産 第27号「旧市民会館前のハルニレ」

4 主な関連計画とその進捗状況

(1)主な関連計画の概要

○生物多様性さっぽろビジョン(2024年3月)

生物多様性の保全に関する取組の方向性を示す長期的な指針として策定したものであり、「北の生き物と人が輝くまちさっぽろ」の理念のもと、市民やNPO、事業者などのあらゆる主体と連携しながら、札幌市の自然環境を保全するとともに、市民一人ひとりのライフスタイルの見直しを進めていくこととしている。

○さっぽろヒグマ基本計画 2023(2023年3月)

市民の安全・安心を確保したうえで、人とヒグマの共生を目指すことを目的として策定した個別計画であり、北海道ヒグマ管理計画(第2期)の地域計画に位置付けられる。ゾーニング管理による人とヒグマの「すみ分け」を図るため、「人は街で、ヒグマは森で。～すみ分けによる安全・安心な暮らしを目指して～」というビジョンを掲げている。

○第4次札幌市みどりの基本計画(2020年3月)

都市緑地法に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して定める総合的な計画であり、「みどりを知り・守り・つくり・活かし、新たな価値を生み出し、まちの魅力を高めよう。持続可能なグリーンシティさっぽろ」を基本理念として設定し、みどりによって、人々の生活にうるおいや賑わいを創出していくこととしている。

(2)主な関連計画の進捗状況

改定された「生物多様性さっぽろビジョン」については、将来像の実現に向けて、生物多様性の保全、理解、配慮した行動の実践の3部門の施策について2030年目標を設定しており、目標の達成に向けて取り組みを続けていきます。

「さっぽろヒグマ基本計画 2023」については、ビジョンの実現に向けて3つの目標を掲げており、それらに沿った施策の方向性や成果指標を設定し、着実に進めています。

「第4次札幌市みどりの基本計画」については、将来像の実現に向けて評価指標を設定し、緑地の保全及び緑化を推進しており、現状値を把握している「間伐などにより適切な手入れをした都市環境林の面積」及び「公園のバリアフリー化率」については、目標達成に向けて順調に進んでいます。

計画名	目標（将来像）			指標					
	内容	現状値 (2022年度)	評価	内容※（ ）内は基準年	目標年	目標値	現状値	評価	
生物多様性 さっぽろ ビジョン	生物多様性の保全に関する目標			主な生息・生育地における指標種の生息状況	2030年度	生息し続けている、 又は増えている	生息し続けている	○	
	生物多様性の理解に関する目標			自然共生サイトの認定件数が5件に達し、維持されている。	2030年度	5件	3件	◎	
				市民参加事業の実施回数5回/年度以上	2030年度	5回/年度	4回/年度	△	
				生物多様性という言葉を知っている市民の割合	2030年度	80%	74.00%	○	
	生物多様性に配慮した行動の実践に関する目標			生物多様性保全活動に参加したり、 取り組んでいる市民・事業者の割合 (2011年度：市民5.6%、事業者：40.4%)	市民 ：2030年度 事業者 ：2030年度	市民：7% 事業者：65%	市民：3.3%（2020年度） 事業者：62.9%	△ ◎	
市民参加型指標種調査参加人数1,900人/年度以上を維持				2030年度	1,900人/年度	1,742人/年度	△		
さっぽろ ヒグマ 基本計画 2023	人の生活圏へのヒグマ侵入抑制策を推進します			「市街地ゾーン」でのヒグマ出沒件数	2026年度	16件	16件(2024年度)	◎	
	市民の安全を第一に迅速かつ適切なヒグマ出沒対応 を行います ヒグマについて考え行動する市民の意識を醸成します			ヒグマによる農業被害、家庭菜園被害等の件数	2026年度	0件	4件(2024年度)	△	
				人身事故件数	2026年度ま での毎年度	0件	0件(2024年度)	◎	
				ヒグマに出遭わない、寄せ付けない対策を知っている 市民の割合	2027年度	70%	—	—	
	第4次 札幌市 みどりの 基本計画	森林・草地などの自然環境を適切に維持保全 していきます。	みどりの量（2019年度：33,627ha）	2029年度	現況値以上	33,427ha(2023年度)	△		
公園などのみどりで都市の安全・安心を高め、 うるおいや賑わいを創出していきます。		間伐などにより適切な手入れをした都市環境林の面積 (2018年度：97ha)	2029年度	400ha	274ha(2023年度)	○			
		都市部の公共施設や民間施設の緑化が足りていると 感じている市民の割合 (2018年度：公共施設現況値38%、 民間施設現況値32%)	2029年度	公共施設：45% 民間施設：40%	56%（2023年度） 41%（2023年度）	◎ ◎			
		公園のバリアフリー化率 (2018年度：トイレ現況値37%、 うち主要公園トイレ現況値64%)	2029年度	トイレ：50% うち、主要公園トイレ：85%	トイレ：41% うち、主要公園トイレ：76%	○			
		市民がみどりを守り育て、 ふれあうための取組を活発にしています。	みどりづくりなどに参加した市民の割合 (2018年度：現況値56.1%)	2029年度	現況値以上	56.4%（2023年度）	◎		
		コミュニティ活動に関する公園利用届等件数 (2017年度：現況値1,967件)	2029年度	現況値以上	1,637件（2023年度）	△			

◎…目標達成に向けて順調 ○…目標達成に向けて概ね順調 △…目標達成に向けてやや遅れている ▲…目標達成に向けて遅れている ―…評価不可

第5節 環境施策の横断的・総合的な取組の推進

1 将来像の実現に向けた2030年の姿と管理指標

【2030年の姿】

市民・事業者が第2次計画で目指す将来像について理解し、行動・活動している都市を目指します。具体的には、「持続可能な都市」についての理解を進めるための環境教育・学習の推進や、産学官民が連携した環境保全対策を進めることで、将来像の実現に向けて全ての主体が環境保全対策に取り組み、経済や社会の好循環を目指します。

【管理指標】

- ①多くの市民が第2次計画で目指す「持続可能な都市」について理解し、自ら行動している。
- ②北海道内の資源やエネルギーの地産地消を促進するため、札幌市と道内自治体をはじめ、様々な主体による連携が普及している。

〈本節に関するSDGs〉



2 2030年の姿に対する現状と課題

毎年実施している札幌市の環境政策推進に関する市民アンケート調査により、第2次計画で目指す“「持続可能な都市」について理解し、自ら行動している市民”の割合を把握しています(※)。

令和6年度の調査結果から、「ごみの分別を徹底する(79.2%)」、「食材や日用品は無駄なく使い切るようにし、ごみを減量する(69.9%)」などの割合が高く、特に省資源・循環型社会に関する分野での実践が進んでいることがわかります。

一方、「札幌市が世界に誇るイベントを通じて札幌の取組を世界に発信する(2.5%)」、「環境保全活動に関する情報の交換や共有を進め、人のつながりを広げる(2.6%)」、「環境をテーマとする国際交流や国際協力に積極的に参加する(1.7%)」など、教育・

学習・人づくりや地球的視点・平和に関する分野での実践はあまり進んでいません。

また、札幌市と道内自治体をはじめとした様々な主体による連携の普及に向けては、関係者との情報交換等により、連携体制を構築するための検討を進めています。

管理指標の達成に向けては、市民や事業者、行政が連携しながら、様々な主体が環境行動を実践していくための支援の仕組みや参加しやすい場づくりを進めることで、多くの市民の持続可能な都市についての理解や行動の促進を図るとともに、道内資源やエネルギーの地産地消の促進に向けて、道内自治体との連携体制の構築に向けて取り組んでいくことが必要です。

3 施策の実施状況・課題と評価・今後の方向

(1)幅広い世代への環境教育・学習の推進

札幌市では、平成31年3月に、環境教育・環境学習の基本的な考え方を明らかにするとともに、継続的に取組を進めていくための方向性を示した「札幌市環境教育・環境学習基本方針」を策定し、持続可能な社会の実現へ向け、環境について理解と認識を深め、自ら考え、判断・行動することのできる人を育てることを目標に、教育機関をはじめ、環境関連施設、市民活動団体、事業者等の様々な担い手と協働しながら取組を進めていくこととしています。

○主な環境教育・学習拠点施設

札幌市では、環境教育のより一層の推進を図るために、環境教育・学習拠点施設をはじめとした環境教育関連施設同士の連携を深めることで、効果的な環境教育の場を提供することを目指しています(表 2-5-1)。

(※)「「持続可能な都市」を実現するために『第2次札幌市環境基本計画』で示す“地球を守るためのプロジェクト・札幌行動～市民行動編”を実践していますか」に対する回答(図2-5-1)

■ R6年度(N=1,089)

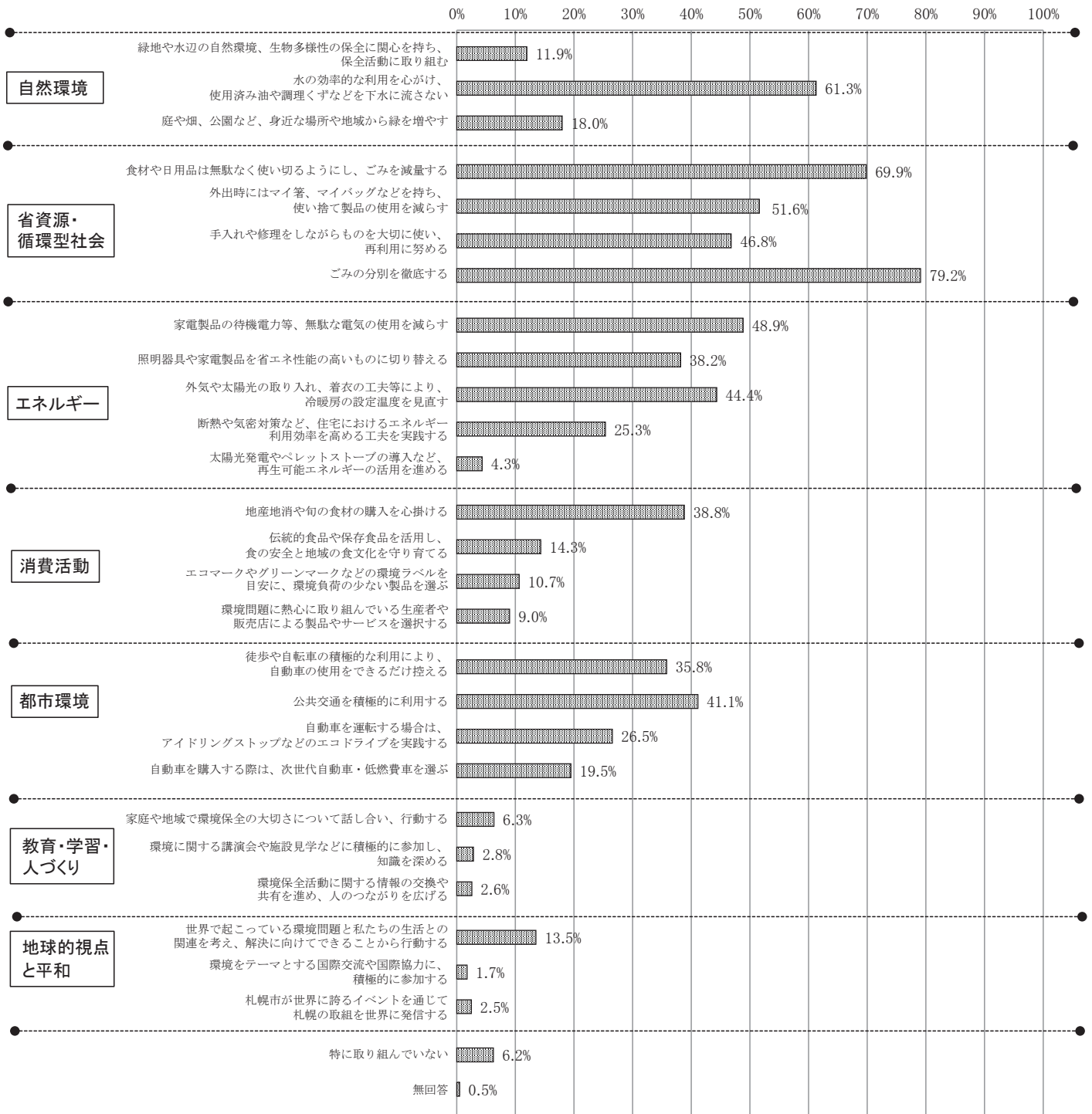


図2-5-1 令和6年度札幌市の環境政策推進に関する市民アンケート結果

表2-5-1 主な環境教育・学習拠点施設

環境プラザ	施設概要		身近な環境問題から地球規模の環境問題を考えることができる展示コーナー、環境に関する講座・研修・会議といった、多目的に利用できる研修室、ミーティングルーム等
	主な事業	情報収集・情報提供事業	環境に関する施設・団体の紹介や、子ども向けの環境情報をホームページ等で提供している。また、環境関連の書籍、雑誌、ビデオ、DVDの貸出を行っている。
		広報・啓発事業	展示コーナーにおいて、隔月でテーマを決め、来場する市民へ環境情報を提供しているほか、市民等の環境保全活動への参加を促進する事業（幼児親子、小学生、一般向けなど）を企画し実施している。
		環境保全活動支援事業	小中学校における環境学習の施設見学の受入や、各種環境関連講座の開催、人材派遣事業、こどもエコクラブ支援事業、自然観察に必要な機材や環境教育教材の貸出を行っている。
リサイクルプラザ	施設概要		リユース家具等の展示コーナー（24日から月末前日までエコ広場）、情報提供コーナー、資源回収コーナー
	主な事業	リユース家具等展示・提供	再使用を希望して大型ごみ収集センターに申し込まれ、発寒工房で清掃・整備した木製家具・自転車等を抽選形式により安価で提供している。
		ごみ減量活動支援	リユース品の展示提供や洋服の交換会などを行うエコ広場や、出前講座など各種教室講座を開催するほか、イベントへの参加、施設見学への対応等を通し、市民のごみ減量活動を支援している。
		情報収集・提供	ごみ減量に係る情報展示、関係図書・ビデオの閲覧・貸出のほか、情報紙「ごみニュケーションさっぽろ」の発行、ホームページでの情報提供を行っている。
リユースプラザ	施設概要		リユース家具等の展示販売や情報展示などを行っている屋内展示場、各種教室講座を開催する工房、屋外イベントスペースを備え、厚別地区リサイクルセンター（資源回収拠点）を併設
	主な事業	リユース家具等展示・提供	再使用を希望して大型ごみ収集センターに申し込まれた木製家具等を清掃した後、即売形式により、また、自転車を発寒工房で整備した後、抽選形式により、安価で提供している。
		ごみ減量活動支援	廃材を利用した木工工作教室など各種教室講座や、地域住民・市民団体などとの協働によるごみ減量への取組に関する内容のエコイベントを開催するほか、その他イベントへの参加等を通し、市民のごみ減量活動を支援している。また、さまざまな資源物等を持ち込むことが可能な拠点として「厚別地区リサイクルセンター」を併設しており、再資源化への市民参加促進を行っている。
		情報提供	パネル展示やパンフレットの配架など、ごみ減量に係る情報提供を行っている。
円山動物園	施設概要		飼育動物の展示を通じた環境教育や生物多様性の保全に取り組む施設
	主な事業（取組）	展示の工夫	動物たちの生き生きとした姿を見せる展示に加え、動物たちが関係する地球規模での環境問題について、説明看板等でわかりやすく解説することで、入園者が自発的に環境に配慮した行動をとる動機付けの場となるよう取り組んでいる。
		教育プログラム	入園者に命の大切さや環境問題について学んでもらうための取組の一つとして、動物の飼料を保管する冷蔵庫へのガイドツアーや、園内動物病院における動物病院ガイド等のほか、アジアゾウやホッキョクグマなど飼育動物の生息地やその環境問題について学べる講義や出前講座を行っている。
		情報提供	紙媒体で動物園の飼育動物に関する情報を市内全小学校へ発信することやホームページへの学習教材の掲載等を行っている。
水道記念館	施設概要		展示室全体で大自然から都会そして海へと向かう水の旅を表現し、水道を通して自然環境と人間の関わりを考え、水や自然の大切さを感じ取ることができる施設
	主な事業（取組）	展示の工夫	体験型の展示物を多数設置し、楽しみながら水道について学べるよう工夫を凝らしている。また、更に理解を深めてもらうために、隣接する藻岩浄水場の見学ツアーや、ろ過実験などを開館日には毎日実施している。
		広報・啓発事業	小中学校における環境学習の施設見学の受入や、水にちなんだ工作会などを実施し、多数の来館者に、水道事業や水道の仕組み、さらにはその背景となる自然環境や水資源の大切さを学ぶことができる場を提供している。
		情報提供	ホームページで小学生向け学習プログラムの提供を行っている。
下水道科学館	施設概要		普段見ることのできない下水道のしくみや水環境の保全に果たす役割など、札幌市の下水道の知識を楽しみながら理解してもらう広報施設。体験型の展示を通じて、新たな発見や驚きを実感できるような内容を盛り込んでいる。
	主な事業（取組）	広報・啓発事業	下水処理のしくみ、下水道の役割、札幌市の下水道事業を市民に理解してもらうために、子どもたちが気軽に楽しめるイベントを開催する等、入館者の来館促進のための企画を行い、実施している。
		学習支援	環境教育の一環として、下水道科学館及び創成川水再生プラザを見学する小学校を対象として、バスの貸出しを行っているほか、下水道のしくみについて学ぶことのできるオンライン授業を実施している。
		情報提供	ホームページ及び公式YouTubeチャンネルを通じて、イベント情報のほか、下水道のしくみや下水処理に登場する微生物の紹介、下水道にまつわるクイズの掲載など、積極的に情報発信を行っている。
豊平川さけ科学館	施設概要		サケ科魚類や札幌市内の水辺に生息する生物の飼育・展示、サケたちのエサやり体験ができる屋外観察池、実習館における採卵実習やイベント開催等
	主な事業（取組）	学習支援	サケの生態や生息環境を通じ、環境保全について学んでもらうための取組の一つとして、小学校等の団体学習の受入及び支援を行っている。
		情報提供	サケ科魚類に関する情報展示・関係図書の貸出・閲覧の他、ホームページでの情報提供を行っている。
		連携事業	河川管理者や研究者らと連携し、野生サケの保全活動を行っている。 また、北海道大学総合博物館、動物園、水族館、科学館、図書館などと連携し、実物標本による普及啓発活動のための教材を開発している。

ア 学校・地域・企業等で行われる環境教育活動への支援の充実

実績

○人材派遣事業

(環境保全アドバイザー制度、環境教育リーダー制度)

学校の環境学習や市民等の自主的な環境教育・学習を支援するため、市が委嘱した環境保全アドバイザーや環境教育リーダーを派遣しています。令和6年度の環境保全アドバイザーの派遣回数は21回(利用者数1,053人)、環境教育リーダーの派遣回数は49回(利用者数1,176人)でした。

○エコライフレポート

夏休みと冬休みの前に小中学校の全児童、生徒にエコライフレポートを配布し、休み期間のエコ行動を促しています。取組の結果は、学校ごとに集計し「CO₂排出量」に換算して、各学校へフィードバックしています。この取組は、児童・生徒が家庭でのエコ行動の声掛け役となり、家族みんなに環境に配慮した行動を意識し、実践してもらうことにもつながります。

○環境副教材の活用

「総合的な学習の時間」等に対応して環境副教材(1・2年生用、3・4年生用、5・6年生用の3種類)を作成し、市立小学校の1、3、5年生の全児童に配付しています。

○校外学習用バスの貸出

学校における環境教育の充実を支援するため、環境関連施設の見学や自然体験など、環境教育に関する校外学習を行う小中学校向けにバスの貸出を行っています。なお、令和6年度は27校(バス利用台数:59台)へ貸出を行いました。

○環境教育へのクリック募金

環境保全活動に取り組む企業から、バナーへのクリック数に応じて提供される寄附を財源に、子どもたちへ環境教育教材を寄贈する、企業の社会貢献活動の仕組みです。令和6年度は、参加企業7社からの寄付を財源に、希望のあった市立小中学校76校に環境教育教材を寄贈したほか、後述のさっぽろこども環境コンテストにおいて「クリック募金特別賞」を設定し、副賞として環境教育教材を贈呈しました。

○さっぽろこども環境コンテスト

小学生・中学生が学校や地域で取り組んでいる環境保全活動について発表する「さっぽろこども環境コンテスト」を平成20年度から実施しています。なお、令和6年度はエルプラザ公共4施設ホールにおいて、ステージ発表を実施しました。また、当日の児童・生徒の引率が難しい学校等に配慮し、発表の様子を事前収録し、当日会場で公開しました。

○環境教育・子どもワークショップ

子どもたちが環境保全を意識し、自発的な行動を起こすきっかけづくりを目的に、市内児童会館を利用する小学生を対象に、オンラインを活用して交流・発表を行うワークショップを令和2年度から実施しています。令和6年度は2日間計10の児童会館で開催し、125名の児童が参加しました。

課題・評価

環境問題を取り巻く状況は日々変化するとともに、環境教育・環

境学習の重要性はますます高まっていることから、次世代を担う子どもたちへより効果的に働き掛けを続けるため、各取組の実施による効果を評価検証していく必要があります。

今後の方向

「札幌市環境教育・環境学習基本方針」に基づき、子どもたちの環境保全への理解・認識や、自主的な判断・行動を促すために、事業の見直しを行いながら、各種環境教育事業を実施していきます。

イ 人材育成、市民・事業者等の協働による環境保全活動の推進

実績

気候変動対策・SDGsの推進に向けて、自ら行動する担い手を育成するため、令和元年度から、気候変動対策に関心の高い幅広い年齢層の市民とともに、持続可能な社会の実現に向けてどう取り組んでいくべきかを考えるワークショップを実施しています。

令和6年度は、気候変動をはじめとする社会課題について話し合ったり、専門家からの学びを得たりしながら参加者同士がつながることができるようなワークショップを開催し、47名が参加しました。

課題・評価

先導的な役割を担う若い人材の育成を進めるには、サポート役となる関係者や事業者の理解・協力や、行動を実践するための場づくりなどが必要です。

また、ワークショップ等の対話の場を通して人材の発掘に継続的に取り組んでいくことも大切です。

今後の方向

気候変動対策やSDGsについて、考え、対話し、実際の行動に移すことができる場として、引き続き、市民参加型ワークショップなどを開催するとともに、そこから生まれた自主的な活動が継続するよう支援することで、環境行動の輪を広げていきます。

ウ 環境保全活動の実績等に係る情報収集・発信

実績

○さっぽろこども環境コンテスト

※第5節「(1)幅広い世代への環境教育・学習の推進」-「ア 学校・地域・企業等で行われる環境教育活動への支援の充実」に掲載

○さっぽろエコメンバー登録制度

環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所を本市独自の基準に基づき登録し、その取組内容を広く市民等に紹介する「さっぽろエコメンバー登録制度」を平成20年(2008年)から行っています。令和6年度末現在で2,001件の事業所が登録されています。

○環境報告書展

事業者の環境保全活動として、「環境報告書展」を毎年開催しています。本報告書展は、事業活動における環境負荷や環境配慮の取組状況をまとめたCSR報告書・環境報告書等を収集し広く公開することにより、事業活動に対する理解を深め、環境保全行動が一層推進されることを目的としています。令和6年度は札幌商工会議所の「札幌ゼロカーボン推進ネットワーク」ホームページを活用したオンラインで開催し、企業・団体等から42件の出展がありました。

課題・評価

市民や事業者等に対する環境保全活動の動機づけや、活動の支援、活動団体等の実績に係る情報の収集・発信を強化する必要があります。

今後の方向

より効果的な情報発信を行うとともに、新たな団体等への働きかけを進め、参加者(団体)の数を増やすことで、取組の充実を図ります。

エ 環境問題や持続可能な都市への理解を促すための普及啓発

※第1～4節中でも関連実績等を掲載

○札幌市環境白書による周知

毎年度、環境白書(本書・概要版)を発行し、本市の環境問題の現状や対策、取組状況等について周知を行っています。

○環境広場さっぽろ

事業者や市民団体、行政機関などの各主体による環境保全の取組・活動を発信し、子どもを主な対象に環境教育の場を提供することを目的とした総合環境イベントとして、「環境広場さっぽろ」を平成10年度から開催しています。令和6年度は、「環境広場さっぽろ2024」として、8月24日、25日の2日間、開催しました。

課題・評価

より多くの方の理解を得るためには、啓発方法のさらなる工夫や、事業者等の協力者との連携、活動主体の育成が必要です。

今後の方向

気候変動や生物多様性、廃棄物等、各ジャンルの垣根を超えた啓発を進めるとともに、これまで環境問題に関心が薄かった方にも働きかけるため、環境分野以外のイベントなどにも啓発の場を広げていきます。

また、活動主体の育成や、様々な活動主体との連携強化を図るため、各種イベント等を通じて事業者や市民との交流する機会を増やしていきます。

(2)環境側面からの経済振興

ア 環境分野における製品・技術開発への支援

実績

中小・小規模企業の発展を後押しするため、環境分野の新製品・新技術の開発にチャレンジする企業の取組に対する補助を実施しており、令和6年度は1件の取組に対して補助しました。

課題・評価

今後、需要の拡大が見込まれる環境分野については新製品・新技術開発の取組を広げていく必要があります。

今後の方向

事業の成果事例を伝えるなど、企業に環境分野の可能性を伝え、新たな担い手を増やしていきます。

イ 事業者における廃棄物処理コストの削減

実績

○事業ごみの分別・リサイクル推進

※第3節「(2)資源を有効に活用するリサイクルや廃棄物の適正処理の推進」-「ア 家庭ごみや事業ごみの適正な分別」、「イ リサイクル活動の推進」で関連実績等を掲載

課題・評価

○事業ごみの分別・リサイクル推進

※第3節「(2)資源を有効に活用するリサイクルや廃棄物の適正処理の推進」-「ア 家庭ごみや事業ごみの適正な分別」、「イ リサイクル活動の推進」で関連実績等を掲載

今後の方向

○事業ごみの分別・リサイクル推進

※第3節「(2)資源を有効に活用するリサイクルや廃棄物の適正処理の推進」-「ア 家庭ごみや事業ごみの適正な分別」、「イ リサイクル活動の推進」で関連実績等を掲載

ウ 事業者による環境活動の普及支援

※第5節「(1)幅広い世代への環境教育・学習の推進」-「ウ 環境保全活動の実績等に係る情報収集・発信」、「エ 環境問題や持続可能な都市への理解を促すための普及啓発」で関連実績等を掲載

エ 都心部における環境配慮型まちづくりの推進

※第2節「(1)徹底した省エネルギー対策の推進」-「カ コンパクトで低炭素なまちづくりの推進」で関連実績等を掲載

オ 札幌の魅力向上に向けた取組の推進

実績

札幌市では雪を活用したイベントとしてさっぽろ雪まつりを開催しています。

雪まつりは、1950年に市民の雪捨て場であった大通公園7丁目広場において、市内の中高生が6基の雪像を制作・展示したことがその始まりです。集めて捨てるだけであった雪で雪像を制作し、市民が楽しめる憩いの場を作ったことで雪を観光資源として活用する考えが定着していきました。その雪まつりも成長を重ね、大小様々な雪像が織りなす迫力が国内外からも注目を集めるようになり、今では期間中の来場者数が200万人を超え、札幌市を代表するイベントとなっています。

令和6年度は、大通会場とつどーむ会場の合計で232万7千人の方にご来場いただきました。

課題・評価

雪まつりは「雪」があってこそそのイベントですが、近年では積雪の少ないシーズンもあり、雪の確保が困難となることがあります。集められる雪の中で、雪まつりの魅力をいかにして維持していくのが課題となっています。

今後の方向

様々な課題に対応しながら、さっぽろ雪まつりを将来にわたって持続可能なイベントにしていくため、抜本的な在り方の検討を行っています。

カ 水素関連技術や製品の普及と利用拡大

※第2節「(3)水素エネルギーの活用」で関連実績等を掲載

(3)環境保全活動を通じたコミュニティの活性化の推進

ア 環境保全対策に資する地域活動の拡充

※第5節「(3)環境保全活動を通じたコミュニティの活性化の推進」-「ウ 幅広い年代が参加できる環境保全活動の機会の創出」でも関連実績等を掲載

実績

〇集団資源回収

札幌市では、町内会や学校PTAなどの地域住民団体が、各家庭から出る資源物を集めて資源回収業者に引き渡すリサイクル活動を推進するため、奨励金を交付しています。令和6年度は4,326団体が活動に取り組み、31,510tの資源物を回収しました。

〇各区での取組

中央区では、アダプト・プログラム支援事業として、企業や町内会、商店街などの団体が、地域の道路における清掃活動などの環境美化活動のほか、冬期間の歩道への砂撒きを行いました。

北区では、アダプト・プログラム支援事業として、企業や商店街などの団体が、地域の道路清掃や冬期間の歩道への砂まき活動を行いました。

また、集めた家庭用廃食油を隣接する当別町のコミュニティバスで用いる燃料の原材料として提供しました。

さらに、麻生地区では地域団体である「あさぶ亜麻保存会」が中心となって、北区に根ざした歴史的資源である亜麻を活用した景観づくりを行い、この住民主体の活動が、地域の活性化に寄与しました。

東区では、「東区まち美化プログラム」を実施し、企業や団体と区が協働により、道路清掃などの美化活動を行いました。また、花による魅力ある街並みづくりの形成を目指し、地域美化及び交流の促進を目的として「フラワーロード事業」、「アマとホップのフラワーロード事業」を実施、地域住民等が主体となりモエレ公園通と北8条通において植花活動を行いました。

白石区では、地域の関係団体とともに「月寒川にぎわい川まつり事業」を開催し、子どもたちが地域の身近な自然に触れ、川の生態系の観察や水環境についての認識を深めるとともに、自然環境について考えるきっかけを提供しました。

豊平区では、美しい街並みを目指すとともに地域の連帯やふるさと意識を育むことを目的とした「とよひらHANA-LAND事業」を実施。事業には多くの地域住民が参加し、区内を約68,000株の花で彩りました。

また、「とよひらまちづくりパートナー制度」に参加する企業等も町内会と連携して植花活動や清掃活動等を行ったほか、「豊平区アダプト制度」においても、参加している企業等が道路清掃等の環境美化活動を行いました。

清田区では例年、NPO法人札幌清田ホテルの会との協働により、6月に「ホテル幼虫放流式」、7月に「ホテル観賞会」を区役所裏のホテル池で実施しています。令和6年度も、「ホテル幼虫放流式」を中止しましたが、7月には、「ホテル観賞会」を行いました。

西区は、環境にやさしいまちづくりを進めており、町内会、学校、企業、NPO法人などからなる「西区環境まちづくり協議会」が中心となって、西区内の魅力を活かした様々な環境活動に取り組んでいます。

「エコキッズ・プログラム」「西区コドモ自然学校」「親子でエコキッズ・プログラム」では、小学生以下の子どもを対象に琴似寒寒川や五天山公園で自然活動体験会を実施しました。

また、「見る」「聞く」だけでなく、体験を通じて楽しみながら環境について学ぶことができるイベント「西区こども環境広場」では、こども環境活動発表会などのステージイベントのほか、環境に関する様々なブースを出展し、多くの区民が来場しました。

その他、札幌近郊の海岸で海洋ごみ問題や身近な自然環境について学ぶ「親子で環境満喫バスツアー」、環境に関する映画の上映を行う「エコ映画会」、自然体験を通じて自然の大切さについて学ぶ「西区子ども体験学校」等、環境教育・学習のための様々な取組を実施しています。

課題・評価

〇集団資源回収

集団資源回収された新聞・雑誌・ダンボール・紙パックなどは、資源としてリサイクルされています。

また、集団資源回収の取組を通じて、地域の皆さんが協力し合うことで交流が深まるとともに、札幌市から団体に交付される奨励金が地域の皆さんの生活に還元されることで、コミュニティの活性化につながっています。

〇各区での取組

各地域において、町内会や学校、市民団体等との連携により、環境活動の実践・拡充を進めていますが、協力団体や企業の減少、高齢化等の課題を抱えている地域もあり、さらなる活動の拡充には担い手の確保が必要となっています。

今後の方向

〇集団資源回収

令和5年4月には団体奨励金の単価引き上げを行っており、町内会や学校PTAなど地域住民の皆さんが積極的に活動に取り組んでいけるよう、引き続き支援をしていきます。

〇各区での取組

引き続き、活動の場の創出や団体等のマッチング等により、地域での環境保全の取組を促進するとともに、地域に根差した企業や各種団体の協力及び活動の担い手を確保するため、事業の効果的な広報や、持続可能な参加の仕組みづくりを進めていきます。

イ 地域における実践主体の育成

※第5節「(1)幅広い世代への環境教育・学習の推進」-「イ 人材育成、市民・事業者等の協働による環境保全活動の推進」でも関連実績等を掲載

実績

平成30年度より先導的な役割を担う若い人材を発掘、育成するための事業を行っているほか、各区において、町内会や学校等と連携しながら、自然体験会や環境関連イベントの実施により、担い手育成へ向けた環境教育・学習の取組も推進しています。

課題・評価

先導的な役割を担う若い人材をはじめとした実践主体を育成するためには、それをサポートすることのできる人や事業者の理解と協力が必要であるとともに、育成の過程で、環境保全行動を発表、普及啓発できる場を設ける等、経験を積むことのできる環境を整えることが必要です。

また、さらなる人材の発掘を行うため、ワークショップ等による対話の場の創出や、自然体験会等を継続して実施していくことも重要です。

今後の方向

地域に根差した企業や各種団体の協力、活動の担い手を確保するため、事業の効果的な広報や、持続可能な参加の仕組みづくりを進めていきます。

ウ 幅広い年代が参加できる環境保全活動の機会の創出

※第1～4節及び第5節他項目でも関連実績等を掲載

実績

中央区では、藻岩山登山を通して自然に親しむことで、先人の残した豊かな自然を守る意識を高める「アタック・ザ・531M」や旭山記念公園の自然を活用して、多様な世代が参加できる観察会やイベントを開催しています。

南区では「花による南区イメージアップ事業」として、南区の玄関口である真駒内駅から南区役所へ向かう真駒内駅前通を花で彩ることにより、区民や南区を訪れる方々が安らげる魅力ある空間を創造するとともに、南区に賑わいをもたらすきっかけづくりを行いました。

手稲区では、スズランやミズバショウなどの観察会を行っています。

課題・評価

各地域において、幅広い年代が参加できるイベント等を実施することにより、参加者同士の交流の場の創出や、環境活動の実践・拡充を進めていますが、マンネリ化による参加者の減少が見られる取組もあることから、市民のさらなる意識の醸成及び行動の促進へ向け、ターゲット(対象)に合った広報の仕方や事業(イベント)の実施等、さらなる啓発方法の工夫を図るとともに、事業者等の協力者との連携や啓発主体の育成を進めることが必要です。

今後の方向

各地域では、町内会や学校、活動団体等とも連携し、効果的な広報やイベント内容の検討を行いながら環境保全の取組を進め、コミュニティの場づくりや地域の活性化にもつなげていきます。

また、気候変動や生物多様性、廃棄物等、環境分野におけるそれぞれのジャンルの垣根を超えた啓発を進めるとともに、環境に関心の低い層へのアプローチとして、SDGsの考え方も活用しながら、環境以外のイベントやプロジェクト等と連携し、総合的な啓

発を進めていきます。

さらに、様々な主体との連携や実践主体の育成を進めるため、イベント等を通じて事業者や市民と交流できる場を作っていきます。

(4) 道内連携、様々な主体との連携の推進

ア 環境保全活動を通じた道内事業者への支援の拡充

※第2節「(3)水素エネルギーの活用」-「ウ 水素サプライチェーンの構築に向けた取組」でも関連実績等を掲載

実績

平成30年4月に策定された国の「第5次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の構築を目指しています。北海道においては、豊富な森林を資源やエネルギーとして活用することによって、資源の循環利用やCO₂削減のみならず、資金の域内循環も期待されます。

こうした観点から、道産木材を活用した地域循環共生圏のモデル構築に向けて、市内・近郊における道産木材の利用拡大策を検討するため、地元工務店や市民のニーズ、住宅建築用木材のサプライチェーンなどに関する基礎調査を行いました。

また、道内の木質バイオマス関係者が参加する北海道木質ペレット推進協議会を通して情報等の収集を行い、最新動向の把握に努めるとともに、木質バイオマスを燃料とするストーブを「再エネ・省エネ機器導入補助金制度」の対象とし、その普及促進を図りました。

課題・評価

〇道産木材・木質バイオマスの活用

道産木材については、品質の安定化、加工コストの低減、付加価値の認知などの課題が指摘されているものの、一方で、内装仕上材としてのニーズはあるほか、競合他社と差別化を図る観点から積極的に利用する工務店も一定程度存在している。道産木材の活用を促進するには、自治体間の垣根を越えて様々な関係者が連携し、こうした課題の解決策の検討を進める必要があります。

また、木質バイオマスのさらなる利用拡大に向けては、安定的なサプライチェーンの構築が求められます。

今後の方向

〇道産木材・木質バイオマスの活用

道内の経済循環にもつながる、道産木材の地産地消を推進するため、引き続き、様々な関係者との情報交換を行いながら、道産木材の活用に向けた効果的な普及啓発の取組を検討していきます。

また、木質バイオマスのサプライチェーン構築に向けて、北海道木質ペレット推進協議会等を通して道内の関係事業者などと情報共有を図るとともに、補助制度の運用等により木質バイオマス燃料の普及促進を進めていきます。

イ 環境体験等を通じた道内自治体や企業等との連携

実績

先導的な役割を担う若い人材を発掘、育成するための取組として、令和2年度に実施した「札幌市みんなの気候変動ゼミ・ワークショップ」及び令和3年度及び令和4年度に実施した「気候変動・SDGsアクションLabo」については、参加対象者を「さっぽろ連携中枢都市圏」の在住者に広げて実施しました。

課題・評価

環境保全活動にかかる様々な事業・取組の推進にあたって、道内自治体等との連携・協力を広げていく必要があります。

今後の方向

平成31年(2019年)に関係11市町村と連携協約を締結した「さっぽろ連携中枢都市圏」の枠組みや、さっぽろ連携中枢都市圏における「まちづくりパートナー協定制度」を活用して、環境保全活動の充実に向けて自治体間や企業等との一層の連携強化を図ります。

ウ 道内サプライチェーンの構築に向けた道内自治体や事業者等の連携

※第5節「(4)道内連携、様々な主体との連携の推進」-「ア環境保全活動を通じた道内事業者への支援の拡充」で関連実績等を掲載

エ 市民団体や町内会等との連携

※第5節「(3)環境保全活動を通じたコミュニティの活性化の推進」-「ア環境保全対策に資する地域活動の拡充」や第1～4節で関連実績等を掲載

オ 国際的なネットワークの拡大

実績

○世界冬の都市市長会における連携推進

世界冬の都市市長会は、積雪または寒冷地にある世界の冬の都市が共通の都市課題を話し合うことを目的に、札幌市が提唱し、設立されました。昭和57年(1982年)に札幌で第1回会議が開催されて以来、市長会議が2年に1度開催され、環境保全関係を含め、様々なテーマについて話し合われてきました。

特に、平成16年(2004年)、米国・アンカレッジ市で開催された第11回市長会議において、参加者が氷河の溶解を目の当たりにし、切迫した地球温暖化に対する取組の必要性を認識したことを契機に、その後の市長会議では環境保全を主要テーマの一つとして議論を重ねてきました。

華川郡における第16回市長会議では、各会員都市が環境保全に関する行動目標を設定し、その達成に向けて様々な取組を進めることが決定され、平成28年(2016年)の札幌市における第17回市長会議で、環境保全に関する行動目標の進捗状況を報告するとともに、今後も継続して取り組んでいくことが決定されました。

第17回市長会議で継続することとした行動目標は、平成30年(2018年)に中国・瀋陽市で開催された第18回市長会議で各都市が取組の中間報告を行い、令和3年(2021年)にフィンランド・ロヴァニエミ市で開催された第19回市長会議(オンライン)でその最終報告を行うとともに、今後も継続して取り組むことも決定されました。令和6年(2024年)に札幌市で開催された第20回市長会議(図2-5-2)では改めて各都市が取組の中間報告を行いました。

これらの環境保全に関する取組に加え、第17回市長会議では、国連開発計画(UNDP)駐日代表による「持続可能な開発目標(SDGs)」の紹介が行われたほか、燃料電池自動車の展示試乗

会が開催されるなど、地球環境に配慮した持続可能な社会づくりについて考える場となりました。メインテーマを「冬の都市の新たな可能性～持続可能な社会の実現～」とした第20回市長会議の際には、「冬の都市フォーラム」において国立大学法人東京海洋大学名誉博士・客員教授のさかなクンによる「冬のお魚と地球環境」の講演が行われたほか、会議運営においてもサステナビリティ(持続可能性)に配慮した取組を実施しました。

また市長会では、市長会議の他に、平成6年(1994年)から、各会員都市の行政実務者がテーマに基づいて調査研究を行う小委員会を設け、市長会議やその準備会合である実務者会議で調査結果に基づく意見交換を行っています。第12回市長会議において設立された「冬の都市環境問題小委員会」では、札幌市が事務局となり第14回市長会議までの4年間、冬の都市での環境問題の取組事例を調査し、その結果を先進的な取組事例として共有するとともに、市民の環境問題への意識を高めるため、会員都市間で共通キャンペーン(「節電で地球を救おう」「地球環境を守ろう」)を展開しました。



図2-5-2 世界冬の都市市長会第20回市長会議(札幌市)

○ICLEI(イクレイ)への参加

「ICLEI-持続可能性をめざす自治体協議会」は、地球環境の保全を目指す地方自治体の国際的なネットワークです。平成2年9月、国連の主催で開催された「持続可能な未来のための世界会議」(ニューヨーク)の席上、参加した42カ国200以上の自治体と国連環境計画(UNEP)などの国際機関の提唱で設立されました。

札幌市では、地球環境問題の解決に向けて世界の自治体との協力関係を促進するとともに、開発途上国との環境保全事業の協調のため、平成8年8月にICLEIに加盟し各種情報の収集を行い環境行政の参考とするとともに、平成16年8月にはイクレイ日本との共催により、「さっぽろ世界環境都市ミーティング」を開催するなどネットワークの強化にも努めています。

○JICAによる国際協力推進

我が国は、深刻な環境問題や衛生状況に直面している開発途上国に対し政府開発援助(ODA)による資金援助や技術協力を行っており、札幌市においても国際協力機構(JICA)に協力して海外研修員の受入を行っています(表2-5-2)。

受入事業としては、本市の環境分野の知識と技術を活用して、廃棄物処理行政や上水道に関する研修を実施しています。開発

途上国から研修員を受け入れており、人材育成を通じて、各国の実績に見合った環境保全の推進や、生活環境の改善を支援しています。

表2-5-2 2024年度海外技術研修員の受入状況(環境保充分野)

コース名	受 入 国	人数
固形廃棄物管理の基礎(A)	コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、パナマ、ボリビア、ペルー、メキシコ	10名
固形廃棄物管理の基礎	アンゴラ、モザンビーク	10名
上水道施設 技術総合(B)コース	フィジー、インド、カザフスタン、マラウイ、ネパール、スーダン、タジキスタン	7名
JICA草の根技術協力事業 「ネパール国ボカラ市給配水管理業務の体系化を目指した技術協力事業」	ネパール	9名
2024年度課題別研修 「アフリカ地域村落飲料水管理(A)」	ブルキナファソ、中央アフリカ、コートジボアール、ジブチ、ガボン、マダガスカル、マリ、セネガル、トーゴ	9名
計	28か国	45名

課題・評価

○世界冬の都市市長会における連携推進

第19回市長会議にて継続することとした、世界冬の都市市長会における環境行動目標の取組は、令和6年12月に札幌市で開催された第20回市長会議にてその取組の中間報告を行い、令和8年(2026年)に開催予定の第21回市長会議にてその最終報告を行う予定です。

世界冬の都市市長会は、現在9か国22都市の会員都市を有し、その人口の合計は4,000万人強と影響力も大きく、気候変動の影響を身近に感じる冬の都市が連帯し、地球環境保護に資する取組を進めることは、とても重要です。

また、この取組を一過性のものとはせず、第20回市長会議での中間報告後も、地球環境保護に資する取組を継続し、持続可能な開発目標(SDGs)を達成していくことが必要であると考え、今後も継続して環境保全に関する取組を実施していくこととしています。

○ICLEI (イクレイ)への参加

国内だけでなく海外の自治体の先進的な取組等についての最新情報を定期的に受け取り、国内外の動向を捉えた施策検討の参考にしていますが、必要に応じて、国内外の自治体と意見交換、情報共有をより進め、より実践的な情報を得ることも重要です。

○JICAによる国際協力推進

海外研修員の受入時には、札幌市のグッドプラクティスを共有し、国・地域の実情に見合った廃棄物管理手法等の検討に向けて、引き続きJICAとの連携を図っていく必要があります。

今後の方向

○世界冬の都市市長会における連携推進

国連広報局及び経済社会理事会の登録NGOでもある世界冬の都市市長会として、今後も、会員都市と連携をし、これまで取り組んできた環境行動目標の取組の成果を参考にしながら、持続可能なまちづくりに資する取組を継続していきます。

○ICLEI (イクレイ)への参加

これまでと同様、各種会議、イベント等への出席、定期的な会報等を通し、他自治体の情報を得るとともに、必要に応じて、会議やフォーラム等、イクレイ主催のイベントや会員向けの事業のさらなる活用により、他自治体との議論・情報交換を積極的に行う等、持続可能な社会の実現に向けたより実践的・効果的なツールとしても活用していきます。

○JICAによる国際協力推進

JICAより海外研修員の受入依頼があった場合には、引き続き、各国の実情に合わせた支援を行い、当該国・地域の活性化も視野に入れた支援を行っていきます。

カ 環境影響評価(環境アセスメント)制度の運用

実績

環境影響評価(環境アセスメント)制度とは、事業者が大規模な開発事業を行う前に、あらかじめその事業が環境に与える影響について調査、予測及び評価を行い、その結果をまとめた図書を公表するとともに、市民や専門家の意見を聴き、それらを踏まえながら、環境に配慮したより良い事業計画を作り上げていく制度です。

札幌市では、平成11年12月に「札幌市環境影響評価条例」を公布し、平成12年10月1日から(全面)施行しています。

この条例における一連の手続(図2-5-3)では、事業者の作成した環境影響評価関係図書について、市民が環境の保全の見地からの意見書を提出する機会が設けられているとともに、市長は事業者に対し環境の保全の見地からの意見を述べることとなっています。

また、この条例の特徴としては、①環境影響評価法(法)及び北海道環境影響評価条例(道条例)の対象事業と同種の事業でより小規模な事業を対象としていること、②法及び道条例で対象とされていない大規模建築物、下水道終末処理場、土石採取事業、特定工場などの事業種を独自に対象事業に追加していること、③特に環境の保全に配慮する必要がある「特定地域」を定め、特定地域内で第二種事業(第一種事業より小規模な事業)を行う場合には、手続の要否の判定を個別に行うことなどが挙げられます。

法及び条例による、令和6年度末現在の手続状況は、表2-5-3のとおりです。

課題・評価

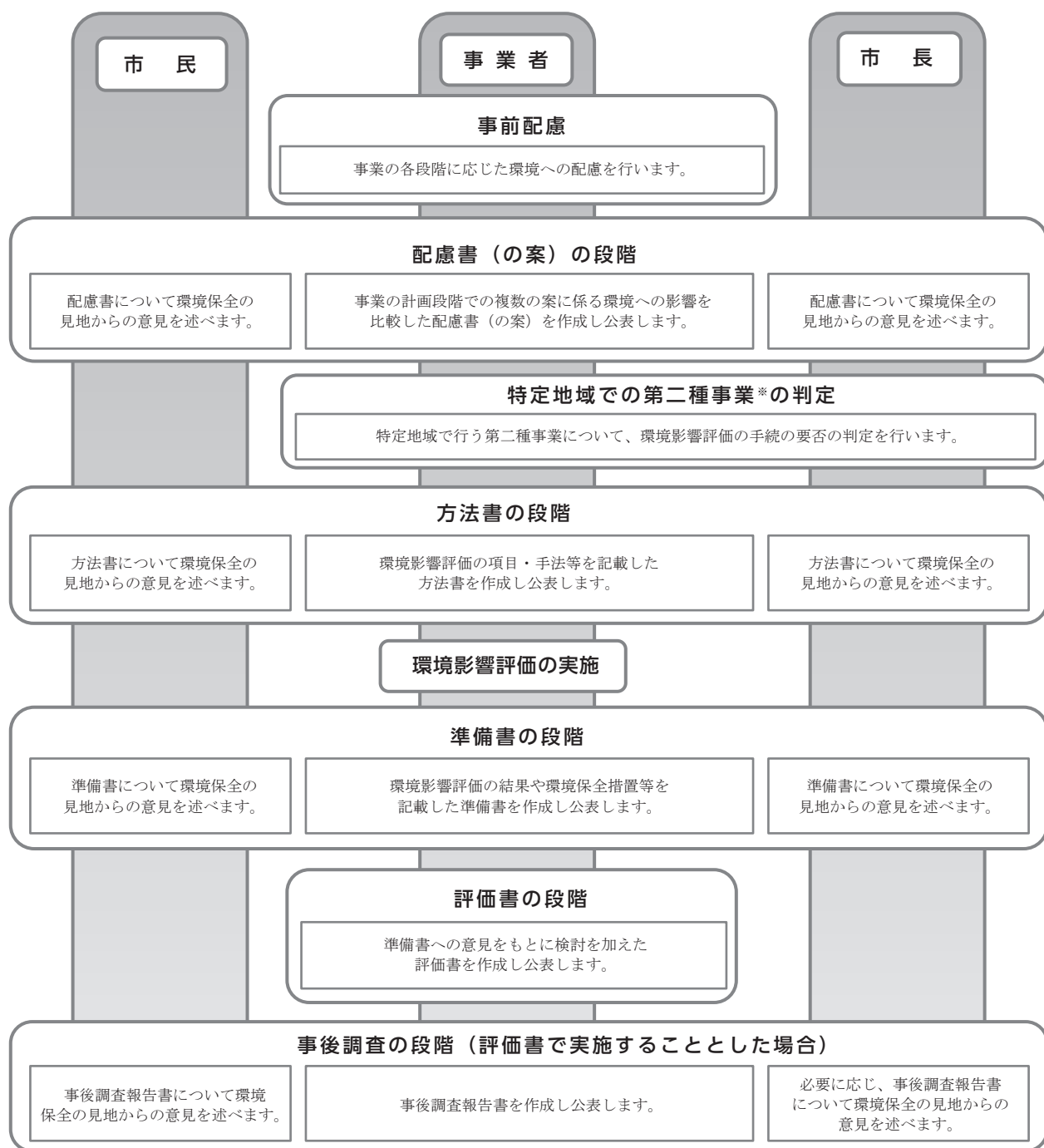
環境影響評価は、生活環境や自然環境の保全、地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応等を図るうえで有効な手法の一つと言えます。

札幌市では、事業者から提出された環境影響評価関係図書に対し、市民意見も踏まえ、札幌市環境影響評価審議会の審議を経た上で、環境保全の見地から必要な市長意見を述べています。

このような手続を通して、市民とのコミュニケーションを図ることにより、より環境に配慮した事業計画の立案に寄与しています。

今後の方向

引き続き、環境影響評価制度を活用することで、環境に配慮した、よりよい事業計画が作られるよう取り組んでいきます。



※第二種事業：第一種事業（環境影響評価の手の続を必ず行う事業）より小規模で第一種事業の規模要件の約4割以上の規模を有する事業

図2-5-3 札幌市環境影響評価制度の手の続の流れ

表2-5-3 環境影響評価条例の現状状況

区分	事業名	事業者	事業の概要	手続の進行状況
法 対 象	北海道新幹線 (新青森・札幌間)	日本鉄道建設公団 (現(独法)鉄道建設・ 運輸施設整備支援 機構)	起点:青森市 終点:札幌市 事業延長:360km(札幌市内は17km)	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 事後調査報告書(札幌市に係るもの) :平成10年10月 :平成11年1月 :平成12年6月 :平成12年11月 :平成14年1月 :平成29年6月～
	(仮称)北部事業 予定地一般廃棄物 最終処分場	札幌市	位置:東区中沼町 127番地 他 理立面積:25.4ha	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 :平成19年2月 :平成19年6月 :平成24年11月 :平成25年4月 :平成26年7月
	石狩湾新港発電所 建設計画	北海道電力株式会社	位置:小樽市銭函地先及び石狩市新港中央4丁目 発電所出力:160万kW程度	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 :平成24年2月 :平成24年6月 :平成25年10月 :平成26年1月 :平成26年3月
	(仮称)北海道石狩湾 沖洋上風力発電事業	コスモエコパワー 株式会社	位置:石狩市、小樽市地先海域 発電所出力:最大100万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和元年8月 :令和元年10月
	(仮称)石狩湾洋上 風力発電事業	シーアイ北海道 合同会社	位置:石狩市及び小樽市の沖合 発電所出力:最大100万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和2年7月 :令和2年9月
	(仮称)石狩・厚田 洋上風力発電事業	石狩湾洋上風力 発電合同会社	位置:石狩湾沖の海域 発電所出力:最大133万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和2年7月 :令和2年10月
	(仮称)石狩湾沖洋上 風力発電所建設計画	株式会社JERA	位置:石狩市及び小樽市の沖合 発電所出力:最大52万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和2年8月 :令和2年11月
	(仮称)石狩湾 オフショアウィンドファーム	ジャパン・リニューアブル エナジー株式会社	位置:石狩市及び小樽市の海域 発電所出力:最大100万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和2年11月 :令和3年1月
	(仮称)石狩湾沖洋上 風力発電事業	株式会社グリーン パワーインベストメント	位置:石狩湾内 発電所出力:最大96万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和2年11月 :令和3年1月
	(仮称)北海道石狩湾 洋上風力発電事業	丸紅株式会社	位置:石狩市及び小樽市の沖合 発電所出力:最大100万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和3年2月 :令和3年4月
	(仮称)石狩湾洋上 風力発電所	日本風力開発 株式会社	位置:石狩市及び小樽市の沿岸地域 発電所出力:最大300万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和4年2月 :令和4年5月
	(仮称)石狩市沿岸 洋上風力発電事業	石狩湾洋上 風力発電合同会社	位置:石狩市及び小樽市地先海域 発電所出力:最大103.2万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和4年4月 :令和4年6月
	(仮称)石狩市沖 洋上風力発電事業	関西電力株式会社	位置:石狩市沖の海域 発電所出力:最大178.5万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和5年2月 :令和5年5月
市 条 例 対 象	(仮称)北海道石狩市 洋上風力発電事業	住友商事株式会社	位置:石狩市沖、水深40メートル程度沖合までの沿岸 発電所出力:最大100万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和5年10月 :令和5年12月
	真駒内滝野霊園 拡張事業	(公社)ふる里公苑	位置:南区滝野80番地1 他 面積:73.5ha	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 事後調査報告書 :平成15年3月 :平成15年8月 :平成16年9月 :平成17年2月 :平成17年5月 :平成18年4月～平成25年4月
	屯田・茨戸通	札幌市	始点:北区屯田町 終点:北区東茨戸 車線数:4車線 事業延長:5.7km	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 :平成15年4月 :平成15年9月 :平成17年7月 :平成18年2月 :平成18年3月
	厚別山本公園 造成事業	札幌市	位置:厚別区厚別町山本1065番地 他 面積:52ha	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 :平成20年10月 :平成21年2月 :平成23年9月 :平成24年3月 :平成24年6月
	札幌創世1.1.1区 北1西1地区第一種 市街地再開発事業	札幌創世1.1.1区 北1西1地区 市街地再開発組合	位置:中央区北1条西1丁目 延床面積:13.19ha 最高高さ:131m	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 事後調査報告書(工事中)受理 事後調査報告書(供用後)受理 :平成24年10月 :平成25年1月 :平成25年6月 :平成25年11月 :平成26年2月 :平成30年2月 :令和元年8月
	北8西1地区第一種 市街地再開発事業	札幌駅北口8-1地区 市街地再開発組合	位置:北区北8条西1丁目 延床面積:約113,000㎡ 最高高さ:175m	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 :平成24年10月 :平成25年1月 :平成25年9月 :平成26年4月 :平成26年8月
	駒岡清掃工場 更新事業	札幌市	位置:南区真駒内 129番地3 他 処理能力:600t/日	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 事後調査報告書(工事時)受理 :平成27年6月 :平成27年11月 :平成28年5月 :平成28年10月 :平成30年7月 :平成30年12月 :令和元年4月 :令和3年3月
	札幌駅南口 北4西3地区第一種 市街地再開発事業	札幌駅南口北4西3 地区市街地再開発組合	位置:中央区北4条西3丁目 延床面積:約210,200㎡ 最高高さ:約200m	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 :令和2年4月 :令和2年8月 :令和2年10月 :令和3年3月 :令和3年6月 :令和3年11月 :令和4年3月
	札幌駅交流拠点 北5西1・西2地区第一種 市街地再開発事業	札幌駅交流拠点 北5西1・西2地区 市街地再開発準備組合	位置:中央区北5条西1丁目、2丁目、及び3丁目の一部 【大規模建築物】延床面積:約388,500㎡ 最高高さ:約245m 【特定工場】排出ガス量79,900Nm³/h	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 :令和2年7月 :令和2年12月 :令和3年4月 :令和3年9月 :令和4年1月 :令和4年7月 :令和4年9月
	発寒清掃工場更新事業	札幌市	位置:札幌市西区発寒15条西14丁目2-1 他 (市道北発寒第98号線の廃地を含む。) 処理能力:600t/日	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 方法書受理 方法書についての市長意見提出 :令和5年6月 :令和5年11月 :令和6年7月 :令和7年1月
	札幌市西部スラッジセンター 3～5系焼却施設改築事業	札幌市	位置:札幌市手稲区手稲山口322番 他 汚泥処理能力:330t/日	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和5年11月 :令和6年3月

4 主な関連計画とその進捗状況

(1) 主な関連計画の概要

○札幌市環境教育・環境学習基本方針(2019年3月)

持続可能な社会の実現に向けて、札幌市の環境教育・環境学習の基本的な考えや、取組の方向性を示すものであり、「みらいを想い、みんなを思い、真剣に考え行動できる環境市民を育てます」を基本理念としている。未来のことを想像し、周りのことを地球環境のことを考え、自ら判断し取り組む「環境市民」を、学びを通して増やしていくこととしている。

○第2次札幌市産業振興ビジョン(2024年3月)

札幌市中小企業振興条例に基づき策定した中小企業振興施策の総合的な計画である。雇用の場を確保・創出し、市民に働く機会を提供するとともに、企業活動の活発化を通じて、企業の売上増加や就業者の収入増加を図り、足腰の強い経済基盤の確立や札幌市の財政力を強化していくこととしている。

第2次札幌市産業振興ビジョンでは、全産業を高度化させるために必要な共通の手法となる「横断的戦略」において、「ゼロカーボンと経済活動の両立」を柱に掲げ、脱炭素化に向けた取組を進めている。

(2) 主な関連計画の進捗状況

「札幌市環境教育・環境学習基本方針」については、将来像の実現に向けた目標値や指標を設けていませんが、将来像の実現に向けて、関係部局が個別計画に基づき取組を実施しているところです。

「第2次札幌市産業振興ビジョン」については、人口一人当たりの市内総生産(名目)は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当初値から下降となりました。

計画名	目標(将来像)			指標				
	内容	現状値 (2022年度)	評価	内容 ※()内は基準年	目標年	目標値	現状値 (2022年度)	評価
札幌市環境教育・ 環境学習基本方針	市民が「持続可能な都市とは何か」について理解している(将来像)			※指標は未設定				
	市民が札幌の環境の良さを実感し、自ら環境を改善する行動を選択し、 周囲の人たちの行動にも良い影響を与えている(将来像)							
	環境配慮行動を認識するための場、考える機会が十分に提供されている(将来像)							
第2次札幌市 産業振興ビジョン	人口一人当たりの市内総生産(名目) (2019年度:386万円→2032年度:430万円)	378万円 (2021年度)	×	※指標は未設定				

◎…目標達成 ×…目標未達成 —…評価不可

